

# テレビCM素材搬入基準

～ CM素材の搬入から返却まで ～

【2023年2月改訂版】

2023年4月 適用

一般社団法人 日本民間放送連盟・営業委員会

一般社団法人 日本広告業協会・テレビ委員会



はじめに

「テレビCM素材搬入基準」は、広告会社などからテレビ社にCM素材が搬入される際の留意事項などを、日本民間放送連盟と日本広告業協会との連名でまとめたものです。

CM運行業務の円滑化をさらに進めていくため、広告会社、テレビ社をはじめとするCM関係者の方々に、この「テレビCM素材搬入基準」をご活用くださるよう、あらためてお願いいたします。

日本民間放送連盟・営業委員会  
日本広告業協会・テレビ委員会

## テレビCM素材搬入基準【2023年2月改訂版】改訂ポイント

「テレビCM素材搬入基準」【2023年2月改訂版】の改訂ポイントは、以下のとおりです。  
2023年4月1日から適用します。なお、搬入可能なCM素材(メディア)は、テレビ各社がそれぞれ定めることとしています。

### ●字幕付きCM素材搬入基準の改訂

字幕付きCM素材の搬入が増加していることから、事前確認のための資料提出を撤廃する代わりに、「1. 字幕付きCM」にて、同素材の制作に関する留意事項を定め、放送前にCM素材内容を確認することでその適正さを担保する。

以 上

テレビCM素材搬入基準 制定・改訂経緯

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2022年<br>7月  | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2022年7月改訂版】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HDTVカセットテープ全般の運用終了に伴い、「HDTVカセットテープCM搬入規準」を廃止する。</li> <li>・ 「オンラインCM搬入規準」および「ファイルベースメディアCM搬入規準」において参照元である民放連技術規準の制定と改正を受け、記載の現状化や明確化、表記の統一等を行う。</li> <li>・ 字幕付きCMの本格運用に向けて、基準の恒久化を図り、「字幕付きCM素材搬入基準」とする。また、スポット枠の受け入れ開始で字幕付きCM素材の大幅な増加が見込まれることから、安全なCM運行を確保しつつ、広告主、広告会社、民放事業者それぞれの作業負担を軽減するため、事前確認の提出資料を簡素化する。</li> </ul> |
| 2021年<br>7月  | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2021年7月改訂版】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HDTVカセットテープ全般のテレビCM素材搬入基準外化に伴い、オンライン、ファイルベースメディアそれぞれの暫定規準の恒久化を図った。</li> <li>・ CM運行上の作業負担を軽減するため、字幕付きCM素材搬入暫定基準を一部改訂した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| 2020年<br>11月 | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2020年11月改訂版】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HDTVカセットテープ全般の搬入基準外化に伴う調整期間（2022年3月末まで）終了後のスケジュールをより明確に記載した。HDTVカセットテープCM搬入規準は、2022年9月末をもって廃止することを記載した。</li> <li>・ 「オンラインCM搬入暫定規準」適用にあたっての読み替え要領を廃止した。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 2019年<br>3月  | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2019年3月改訂版】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビCM素材搬入の主要媒体であるHDCAMが2023年3月末をもって機器メーカーの保守期限を迎えることを踏まえ、HDTVカセットテープ全般の搬入基準外化に関するスケジュールを明記した。</li> <li>・ あわせて、テレビスポットCMスケジュール表をPDFなどの電子データでも連絡できるようにした。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 2017年<br>10月 | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2015年7月改訂版】＜2017年10月追補版＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入基準そのものは改訂していないが、2017年10月のCMオンライン運用開始に向けて、2016年11月に制定した「オンラインCM搬入暫定規準」ならびに2017年3月に策定した『「オンラインCM搬入暫定規準」適用にあたっての「テレビCM素材搬入基準」読み替え要領』を新たに収録した。</li> <li>・ あわせて、「オンラインCM搬入暫定規準」との整合を図る等の目的のため、2016年11月に一部改訂した「ファイルベースメディアCM搬入暫定規準」や「字幕付きCM素材搬入暫定基準」なども収録した。</li> </ul>                                        |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015年<br>7月 | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2015年7月改訂版】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ D-2カセットテープの取り扱い終了や、民放連技術規準T031「ファイルによるテレビ番組交換暫定規準」および同T032「テレビ放送における音声レベルの運用規準」の制定・改正などを反映した。</li> <li>・ 参考資料として「字幕付きCM素材搬入暫定基準」を掲載した。</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 2011年<br>5月 | <p><u>「テレビCM素材搬入基準」【2011年5月改訂版】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011年7月の完全デジタル化に向けて、「サイマル放送時のテレビCM素材搬入基準」を改訂し、「テレビCM素材搬入基準」【2011年5月改訂版】とした。</li> <li>・ 主な改訂内容は、①SD素材の「デジタルβカムカセットテープ」を搬入基準外とした、②SD素材の「D-2カセットテープ」を2014年3月末をもって搬入基準外とすることを明記した、③「ファイルベースメディアCM搬入暫定規準」を盛り込んだ、④搬入書式について整理した——ことなどである。</li> <li>・ ワンセグについては、引き続き「テレビCM素材搬入基準」を準用することとした。</li> </ul> |
| 2008年<br>4月 | <p><u>「サイマル放送時のテレビCM素材搬入基準」改訂</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部字句修正。「字幕放送に関してはCMでは取り扱えない」旨の記述の削除等を行った。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2005年<br>4月 | <p><u>「サイマル放送時のテレビCM素材搬入基準」制定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006年の全国での地上デジタル放送開始に向けて、「テレビCM素材搬入基準(サイマル放送開始時点)」を一部改訂した「サイマル放送時のテレビCM素材搬入基準」を作成し、テレビ全社の標準的なルールとした。</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |
| 2003年<br>4月 | <p><u>「テレビCM素材搬入基準(サイマル放送開始時点)」制定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本民間放送連盟と日本広告業協会が「テレビCM素材搬入基準(サイマル放送開始時点)」を制定。2003年12月から地上デジタル・アナログ放送のサイマル放送が行われる三大広域圏（関東・中京・近畿）のテレビ各社の標準的なルールと位置づけた。</li> </ul>                                                                                                                                                              |

以 上

## 目 次

はじめに

テレビCM素材搬入基準【2023年2月改訂版】改訂ポイント

テレビCM素材搬入基準 制定・改訂経緯

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| ◇テレビCM素材搬入基準-----                          | 1  |
| 1. 搬入要領-----                               | 1  |
| 2. 搬入するCM素材について-----                       | 2  |
| 3. CM素材名について-----                          | 4  |
| 4. 10桁CMコードについて-----                       | 4  |
| 5. CM素材の返却について-----                        | 6  |
| ◇オンラインCM搬入規準-----                          | 9  |
| ◇ファイルベースメディアCM搬入規準-----                    | 15 |
| 〈付属1〉ファイルベースメディア運用規定-----                  | 21 |
| 〈付属2〉CM素材交換メタデータに関するXML定義-----             | 25 |
| ◇字幕付きCM素材搬入基準-----                         | 41 |
| ◇搬入書式                                      |    |
| ・ テレビ番組CM連絡表-----                          | 51 |
| ・ テレビスポットCMスケジュール表-----                    | 52 |
| ・ テレビ スポット・番組 CM素材在局依頼書-----               | 53 |
| ・ テレビ番組CM連絡表の記載項目と記載内容について-----            | 54 |
| ・ テレビスポットCMスケジュール表の記載項目と記載内容について-----      | 56 |
| ◇参考資料                                      |    |
| ・ 日本広告業協会「CM素材名ネーミングガイドライン」(2015年7月発行版)--- | 61 |
| ・ 「素材広告主名入力ルール」について-----                   | 67 |





## テレビCM素材搬入基準

### 1. 搬入要領

#### (1) 素材搬入締め切り

- CM素材の搬入締め切りは、放送日を含まない4日前までとします。土・日・祝日ははさむ場合は、その日数分だけ繰り上げます。

| 締め切りとなる曜日  | 月    | 火              | 水    | 木    | 金    |
|------------|------|----------------|------|------|------|
| 素材が放送される曜日 | 当週の金 | 当週の土<br>次週の日・月 | 次週の火 | 次週の水 | 次週の木 |

- 搬入締め切りについては、上記と異なる対応を行う場合があります。
- 年末年始・ゴールデンウィークなどの素材搬入については、各社が別途定めるところによります。
- 搬入後の素材変更も上記に準じます。
- 物理媒体(※)で搬入する場合、支社・支局は、上記搬入締め切りより一営業日前に搬入してください。(※XDCAM用プロフェッショナルディスク、P2カード)

#### (2) 素材搬入時の留意事項

- オンラインCM素材は1CMにつき1セット(CM素材ファイル、CM素材交換メタデータ、CM素材ファイルのハッシュ値、CM素材交換メタデータのハッシュ値)、物理媒体CM素材は1CMにつき1媒体を放送局の担当者に搬入してください。
- 搬入するCM素材には必ず「10桁CMコード」を付番してください。('10桁CMコード'の付番されていない素材は放送できません。)

⇒「4. 10桁CMコードについて」参照

- 物理媒体で搬入するCM素材のケースには、必ず「CM進行広告会社名」を明記してください。
- CM素材の搬入と同時に、「テレビ番組CM連絡表」あるいは「テレビスポットCMスケジュール表」を必ず搬入してください。⇒「◇ 搬入書式」参照
- CM素材交換メタデータの「CM素材名」と、搬入書式に記入された「CM素材名」は、完全に一致するようにしてください。⇒「3. CM素材名について」参照
- 物理媒体で搬入されたCM素材は放送期間中の貸し出しおよび返却はできません。
- 素材変更の場合は、変更した「テレビ番組CM連絡表・テレビスポットCMスケ

ジュール表」送付の際に、必ず放送局の担当者へ連絡してください。

- ・ 同一CM素材の二段積みはできませんので、別素材をご用意ください。

【参考文献】「民放連 放送基準解説書2014 2017補正版」(日本民間放送連盟)

- ・ CM素材はCM素材交換メタデータが必須となります。

⇒「オンラインCM搬入規準 6. メタデータの運用」参照

⇒「ファイルベースメディアCM搬入規準 6. メタデータの運用」参照

## 2. 搬入するCM素材について

HD素材での搬入に限ります。

⇒「(2) CM画像変換」参照

### (1) 搬入フォーマット

#### ① 搬入フォーマットの種類と映像記録方式

|      | 搬入フォーマット                                       | 標準アスペクト比 | デジタル記録方式 |
|------|------------------------------------------------|----------|----------|
| HD素材 | 各放送局の定めるところによります。各局の機器のフォーマットに合った媒体で搬入をお願いします。 | 16 : 9   | 1080i    |

- ・ CM素材のオンライン搬入の可否や搬入可能媒体については、各放送局の機器の設備状況により異なりますので、民放連のホームページで確認して下さい。その上で不明な点は各局にお問い合わせください。
- ・ 各局の機器に対応していないフォーマットのCM素材は、CMバンクへの素材収録が不可能であり、放送できません。万一对応していないフォーマットで搬入された場合は、「適合したフォーマットでの再搬入」をお願いすることになります。CM素材媒体の準備（記録）段階で十分な確認をお願いします。

#### ② 音声記録方式

音声記録方式としては、「ステレオ」「モノラル」「5.1+S」の3種類とします。

- ・ モノラルの音声は下記の表のように、左右両チャンネル（ch1・2）に同じ音声を記録してください。
- ・ 5.1ch素材の受付に関しては、各放送局の定めるところによります。
- ・ 5.1ch素材の音声は次の表のように、ch1～6に5.1音声を、ch7～8にダウンミックスステレオ音声を必ず記録してください。
- ・ 音声装置に付加装置（ドルビー方式等）を必要とするものは受け付けません。

【音声トラックの割り振り】

|       | ch 1    | ch 2 | ch 3 | ch 4 | ch 5 | ch 6 | ch 7   | ch 8 |
|-------|---------|------|------|------|------|------|--------|------|
| ステレオ  | ステレオ音声  |      |      |      |      |      |        |      |
| モノラル  | モノラル    | モノラル |      |      |      |      |        |      |
| 5.1+S | 5.1ch音声 |      |      |      |      |      | ステレオ音声 |      |

- ・ CM内容の開始点より最小限0.5秒間、終了点前の最小限0.5秒間を無音声としてください。（特に5.1ch素材の場合はCMの前後0.5秒の音声自動的にカットされますので、ご注意ください。）
- ・ CM本編の音声レベルについては、民放連技術規準T032-2020「テレビ放送における音声レベル運用規準」（以下、音声レベル運用規準）の規定を満たすものとします。
- ・ CM素材交換メタデータもしくは搬入媒体に添付する「CM記録票」には、必ず「平均ラウドネス値」（小数点以下1位）を記入してください。5.1+Sの場合は、それぞれの平均ラウドネス値を記載してください。
- ・ CM制作時に目標とする平均ラウドネス値は、-24.0LKFSです（詳細は「音声レベル運用規準」参照のこと）。
- ・ 平均ラウドネス値が-28.0LKFSを下回る場合は、その理由もあわせて記入してください。
- ・ 上記が守られていない場合は、不良素材として改稿をお願いすることになります。
- ・ 二カ国語放送（モノバイリンガル）、その他の音声（デュアルステレオ・デュアルバイリンガル等）については、現段階ではCM搬入基準外とします。

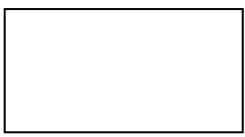
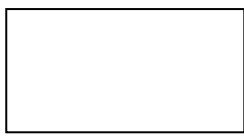
③ CM素材の搬入規準

- ・ CM素材の搬入規準については、各CM搬入規準および民放連技術規準を適用します。

⇒「オンラインCM搬入規準」参照

⇒「ファイルベースメディアCM搬入規準」参照

## (2) CM画像変換

| 放送形式<br>CM素材                                                                                     | デジタルHD                                                                                           | デジタルSD                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| HD (16 : 9)<br> | HD (16 : 9)<br> | SD (16 : 9)<br> |

- ・ CM素材に付記された10桁CMコードは、すべての放送形式で使用します。

## 3. CM素材名について

「CM素材名」は、CM素材交換メタデータのCM素材名、テレビ番組CM連絡表あるいはテレビスポットCMスケジュール表、CM素材内のクレジット、搬入媒体のケース用カードや搬入媒体用シール、CM記録票、さらにスポットEDIの伝送情報などに記載され、それらは完全に一致させる必要があります。

また、スポットEDI伝送ではCM素材名をデジタルデータとして伝送します。そのため一定のルールがありますのでご留意ください。

- ・ 文字数は、全角30文字以内（スペースを含む）を厳守してください。なおCM素材名の最後にはスペースを入れないでください。
- ・ 原則として「商品名」を初めに付した形で、CM素材の内容が判別できる名称とします（商品名は略称可能）。
- ・ 使用可能な文字は、JIS-X0208で定められる全角文字とします。
- ・ その他の文字（例えば、英字を除くラテン文字、ローマ数字、丸囲み文字など）は使用できません。

⇒ 「◇ 参考資料『CM素材名ネーミングガイドライン』（日本広告業協会）参照

## 4. 10桁CMコードについて

「10桁CMコード」は、日本広告主協会（現 日本アドバタイザーズ協会）・日本広告業協会・日本民間放送連盟・全日本シーエム放送連盟（現 ACC）・日本テレビコマーシャル制作社連盟（現 日本アド・コンテンツ制作協会）および日本ポストプロダクション協会が参加して設置された、「共通コードプロジェクト会議」における議論を経て、体系化されました。そして2000年12月1日放送分から使用を開始しており、「10桁CMコー

ド」が付番されていない素材は、放送できません。

### (1) 利用範囲

- ・ 放送されるすべてのCM素材には「10桁CMコード」が必要となります。
- ・ 「10桁CMコード」はCM素材の制作段階から、素材割付・搬入・放送確認書への記載までCM進行业務のあらゆる場面で利用されます。そのため、一定のルールがありますのでご注意ください。

### (2) コード体系

- ・ 広告主・広告会社・放送局の三者が合意した一定のルールに基づいて、「共通コード管理センター」が発番した広告事業者を特定する4桁のコードナンバー（固定）と、広告事業者が自社のCM素材に独自の方法で付けた6桁のコードナンバーを合わせた10桁のコードを指します。

(例)



- ・ 広告事業者コード（4桁）は、共通コード管理センターが登録順に発番する「英数大文字半角4桁」で表記されたコードのことです。一度発番されると変更はありません。
- ・ 広告事業者とは、テレビCM素材内容上の広告主〔素材広告主〕となります。
- ・ 素材コード（6桁）は、広告事業者が自主管理するもので、1CM素材ごとに「英数大文字半角6桁」で表記されたコードのことです。なお「I（アイ）」「O（オー）」および「-（ハイフン）」「」（ブランク）」は使用できません。

### (3) 表記

表記上は広告事業者コードと素材コードを「=」（半角イコール）で結びます。たとえば《9AB8 CDE765》の場合、表記上は〈9AB8=CDE765〉となります。

#### (4) 唯一性の確保

- ・ 1 CM素材＝1コードとなるユニークなもので、重複はないよう付番するものとします。複数の広告会社から搬入される場合であっても、同一のCM素材には同一の「10桁CMコード」が付いているものとします。過去に付番された10桁CMコードは、他のCM素材に付番しないでください。
- ・ ここでいう同一のCM素材とは、映像、音声、字幕の内容が完全に一致しているCM素材のことです。

― 次に当てはまる場合は、同一のCM素材とはみなさないものとします。

- ・ 音声モード(モノラル、ステレオ、5.1+S)が異なる場合
- ・ 秒数が異なる場合
- ・ 一部スーパーが異なるなど、些細でも映像の内容が異なる場合
- ・ 一部アナウンスコメントが異なるなど、些細でも音声の内容が異なる場合

― 搬入媒体が異なる場合でも同一のCM素材であれば同一の「10桁CMコード」が付いているものとします。

**【参考】 共通コード管理センター ホームページ (<https://www.ccc.or.jp/>)**

#### 5. CM素材の返却について

- ・ CM素材は放送終了後、原則としてCM進行広告会社に返却します。
- ・ 返却開始の時期は次のとおりとします。(1987年12月 日本広告業協会・日本民間放送連盟「テレビCM素材の返却要領」に準拠)

スポットCM素材……………使用期間終了の1週間後

番組CM素材……………最終使用月の1カ月後

〈留意事項〉

- ※ 放送に使用中のCM素材の貸し出し、返却はしません。
- ※ 放送終了後であれば、上記の返却開始以前であっても広告会社の返却依頼に応じることがあります。
- ※ 期限付き（発売日明記等）のもの、単発番組等のCM素材は、上記の返却開始以前に返却することがあります。

- ・ 最終使用日後も引き続きCM素材の在局を希望する場合、広告会社は使用期間終了前に「在局延期期間」等を明記した、「CM素材在局依頼書」を出してください。

⇒「◇ 搬入書式」参照

- ・ 広告会社は期限を過ぎた物理媒体CM素材を必ず引き取ってください。返却開始から1カ月経過してもお引き取りのない場合は広告会社の負担で返却します。

2003年4月制定、2022年7月最終改訂、2022年10月適用





## オンラインCM搬入規準

CM運行業務を適正に進めることを目的とし、民放連技術規準 T035-2022「オンラインによるテレビ番組交換」に基づき、オンラインでのCM素材の搬入規準を設定する。

なお、この搬入規準に記載のない項目は民放連技術規準を適用する。

### 1. 適用範囲

この規準は、オンラインによるCM素材の搬入に際して適用する。CM素材はHD素材のみとし、ファイル形式はMXF (Material eXchange Format) とする。

### 2. ファイルとディレクトリ構造

#### 2. 1. ファイルのフォーマットについて

##### (1) CM素材ファイルのフォーマット

XDCAM方式固有のMXFファイルフォーマットとする。詳細は民放連技術規準 T035-2022「オンラインによるテレビ番組交換」～付属 MXFファイルフォーマット運用規定の1. ファイルフォーマット、3. 映像ファイル制作上留意すべき事項を参照すること。

- ・ 映像圧縮フォーマット

MPEG HD422 50Mbpsとする。

- ・ 音声フォーマット

リニアPCM サンプリング周波数48kHz、量子化ビット数24ビットとする。

#### 2. 2. ファイルについて

(1) CM素材ファイル、CM素材交換メタデータ、CM素材ファイルのハッシュ値、CM素材交換メタデータのハッシュ値の4種類のファイルで1セットとする。

(2) ファイルの名称は、全て英数大文字半角で「CM\_10桁CMコード.拡張子」とする。

(3) それぞれの拡張子は、CM素材ファイルはMXF、CM素材交換メタデータはXML、CM素材ファイルのハッシュ値はHSF、CM素材交換メタデータのハッシュ値はHSMとする。

- (4) ハッシュ値計算のアルゴリズムはSHA1とする。
- (5) 上記4種類のファイルのみとし、これらのファイルの安全を担保すること。

CM素材ファイルの例) CM\_9AB8CDE765.MXF

CM素材交換メタデータの例) CM\_9AB8CDE765.XML

CM素材ファイルのハッシュ値の例) CM\_9AB8CDE765.HSF

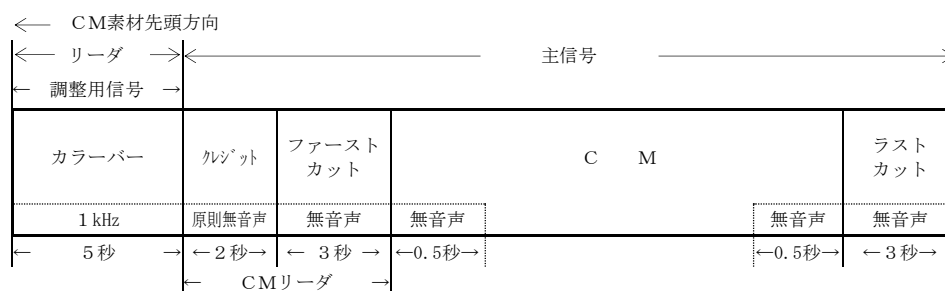
CM素材交換メタデータのハッシュ値の例) CM\_9AB8CDE765.HSM

↑                      ↑  
 CM\_10桁CMコード    拡張子

## 2. 3. ディレクトリ構造について (※内容は非公表)

### 3. CM素材ファイルの構成

1 素材は1ロールで構成することとし、ロールの構成は下記の通りとする。



#### (1) リーダ

リーダは調整用信号のみとし、冒頭に黒信号は挿入しない。

##### ・ 調整用信号

- ① 映像トラックには、100%の白信号を含むカラーバー信号を記録する。カラーバー信号は、マルチフォーマット・カラーバー信号 (ARIB STD-B28 1.0版) を記録することが望ましい。
- ② 音声トラックには、プログラム内容と同一トラックに0VUレベル (-20dBFS) の1kHzの正弦波信号を記録する。

## (2) 主信号

### ・ プログラムリーダー

- ① 映像トラックには、CM開始の5秒前から3秒前までクレジットを記録し、引き続いて3秒前から開始点までファーストカットを記録する。
- ② 音声トラックは、CM開始の5秒前から3秒前までを原則無音声とし、3秒前から開始点までは無音声とする。
- ③ 「クレジット」には次の項目を必ず記録する。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| A) 素材広告主名   | B) CM素材名  |
| C) 10桁CMコード | D) 素材秒数   |
| E) 音声区分     | F) CM字幕有無 |

以下の事項は、任意記載事項とする。

- |          |            |
|----------|------------|
| G) 商品名   | H) 制作広告会社名 |
| I) 制作会社名 | J) 備考      |
| K) 録画日   |            |

⇒「◇ 参考資料『CM素材ネーミングガイドライン』（日本広告業協会）参照

### ・ ラストカット

- ① 映像トラックには引き続き3秒のラストカットを記録する。
- ② 音声トラックは無音声とする。
- ③ ラストカットの後は記録しない。

## 4. 音声トラックの運用

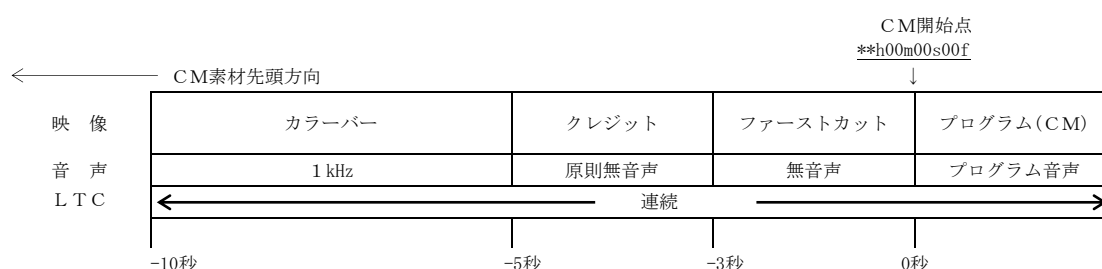
- (1) CM内容の開始点より0.5秒間と終了点までの0.5秒間は、必ず無音声とする。
- (2) 音声トラックは下記表のとおり、8chとすること。
- (3) ステレオの場合、ch 1には左チャンネル音声、ch 2には右チャンネル音声を録音する。また、その他のチャンネルは無音声とする。
- (4) モノラルの場合、ch 1およびch 2に、同じ音声を同一レベル・同一位相で録音する。また、その他のチャンネルは無音声とする。
- (5) 5.1 (3/2+L F E) +Sの場合は、2チャンネルステレオにダウンミックスした音声(ch 7に左チャンネル音声、ch 8に右チャンネル音声)を、必ず録音する。

|       | ch 1 | ch 2 | ch 3 | ch 4 | ch 5 | ch 6 | ch 7 | ch 8 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ステレオ  | L    | R    |      |      |      |      |      |      |
| モノラル  | モノラル | モノラル |      |      |      |      |      |      |
| 5.1+S | L    | R    | C    | LFE  | LS   | RS   | L2   | R2   |

※ LS、RS…マルチチャンネルステレオ時のリアスピーカー音声、LSは左サラウンド、RSは右サラウンド。LFE…マルチチャンネルステレオの低音強調チャンネル。L2、R2…マルチチャンネルステレオを2チャンネルにダウンミックスした音声。

## 5. タイムコード

- ・ タイムコードはSMPTE ST 12-1:2014「Time and Control Code」に規定するドロップフレームモードとする。CM開始点は必ず\*\*h00m00s00fとする。  
(\*\*:01より23までの任意の値)。00h00m00s00fの開始点は原則使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、事前に当該テレビ社と調整のうえ使用すること。
- ・ CM素材ファイル全体において、タイムコードは連続して記録する。



## 6. メタデータの運用

- (1) CM素材交換のためのメタデータは、CM素材交換メタデータに関するXML定義に沿ったXMLファイルとする。CM素材交換メタデータの詳細規定は、「ファイルベースメディアCM搬入規準」付属2を準用する。
- (2) CM素材交換メタデータファイルの添付は必須とする。
- (3) 1つのCM素材に対して付属するメタデータファイルは1つとし、複数のメタデータファイルを付属させてはならない。
- (4) データ項目の訂正や変更などに伴うメタデータファイルの差し替えの際には、必ず該当するCM素材ファイルと一緒に差し替えることとし、メタデータファイル単独での交換を禁止する。
- (5) 「素材種類区分」は、18：オンラインとして、要素<media\_type>にはオンライン、

属性<code>には18をセットする。

- (6) 「ユーザーエリアその3」には、平均ラウドネス値を記載することを必須とする。  
単位 (LKFS) は記載せず、半角マイナス記号から始まり、半角数字にて小数点第一位まで記載すること。ただし、5.1+Sの場合は、それぞれの平均ラウドネス値を記載すること。また、-28.0を下回る場合、その理由を半角スペースのあとに、記載すること。

例1) (ステレオ、モノラルの場合) -24.0

(5.1+Sの場合) 5.1 -24.0 S -24.0

例2) -28.1 演出上の都合による

## 7. その他

本文に定めていない技術規準については、民放連技術規準 T035-2022「オンラインによるテレビ番組交換」による。

## 8. 参照規格

民放連技術規準 T035-2022「オンラインによるテレビ番組交換」

ARIB STD-B28 1.0版「マルチフォーマット・カラーバー」

ARIB TR-B31 2.1版「ファイルベースによる番組交換方式」

2016年11月制定、2022年7月改訂、2022年10月適用



## ファイルベースメディアCM搬入規準

CM運行業務を適正に進めることを目的とし、民放連技術規準T031-2022「ファイルによるテレビ番組交換」に基づき、ファイルベースメディアCM搬入規準を設定する。

なお、このCM搬入規準に記載のない項目は民放連技術規準を適用する。

### 1. 適用範囲

この規準は、ファイルベースメディアによるCM素材の搬入に際して適用する。ここでのファイルベースメディアとは、XDCAM用プロフェッショナルディスク、P2カードの2種類を指す。また、CM素材はHD素材のみとし、ファイル形式はMXF (Material eXchange Format) とする。

### 2. CM素材用ファイルベースメディア

- (1) 収録内容は、1媒体につき1CMとする。また、1CMが複数媒体にまたがってはならない。
- (2) 誤消去防止機構付きの媒体は、消去禁止の状態として搬入すること。
- (3) 媒体には、内容表示のため次の項目が記載されたシールを貼付する。各媒体への貼付場所は付属1で別途指定する。

ファイルベースメディア用シール(見本)

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 素材広告主名   |                        |
| CM素材名    |                        |
| 10桁CMコード |                        |
| 素材秒数     |                        |
| 音声区分     | ステレオ   モノラル   5. 1 + S |

- (4) シールはメディアに貼付した時にはみ出さない厚み、サイズとする。
- (5) ケースは、強固でロック機能が付いたものとし、ほこりなどが直接媒体に付着しないように配慮する。ケースには内容表示のため次のカードを添付する。ケース用カードの色は白色とし、ケースの背面部分にCM素材と大文字で明記し、「搬入媒体種類」(素材種類区分)を記載する。さらに、「素材広告主名」「CM素材名」「10桁CMコード」を記載するが、すべて記載できない場合は、「素材広告主名」「CM素材名」を記

載する。

ファイルベースメディア ケース用カード（白色）

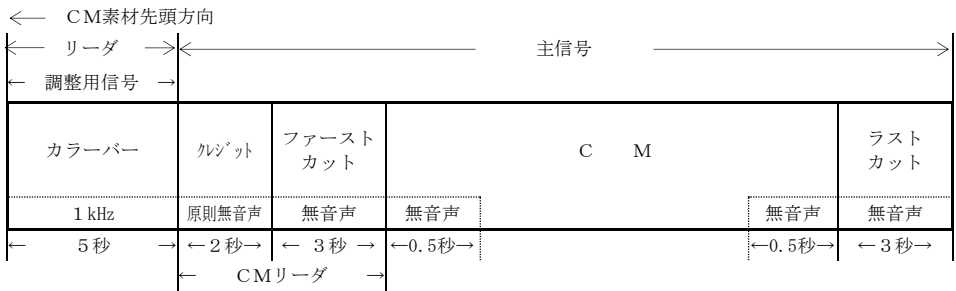
|                             |                                        |          |  |  |        |  |
|-----------------------------|----------------------------------------|----------|--|--|--------|--|
| 素材広告主名<br>CM素材名<br>10桁CMコード | <b>CM素材</b><br><small>（素材種類区分）</small> | 素材広告主名   |  |  |        |  |
|                             |                                        | CM素材名    |  |  |        |  |
|                             |                                        | 10桁CMコード |  |  |        |  |
|                             |                                        | 素材秒数     |  |  |        |  |
|                             |                                        | 音声区分     |  |  | CM字幕有無 |  |
|                             |                                        | 任意記載事項   |  |  |        |  |
|                             |                                        | 商品名      |  |  |        |  |
|                             |                                        | 制作広告会社名  |  |  |        |  |
|                             |                                        | 制作会社名    |  |  |        |  |
|                             |                                        | 備考       |  |  |        |  |
| 平均ラウドネス値                    |                                        |          |  |  |        |  |

← 背面 →                      ←                      側面                      →

- (6) 特記事項があるときは、ケース用カードの「備考」欄に記載する。
- (7) ファイルベースメディアに関するCM記録票を必ず添付する。
- (8) CM素材名は、全角30文字以内を厳守する。

### 3. CM素材ファイルの構成

1 素材は1 ロールで構成することとし、ロールの構成は下記の通りとする。



(1) リーダ

リーダは調整用信号のみとし、冒頭に黒信号は挿入しない。

- ・ 調整用信号

① 映像トラックには、100%の白信号を含むカラーバー信号を記録する。カラーバ



一信号は、マルチフォーマット・カラーバー信号（ARIB STD-B28 1.0版）を記録することが望ましい。

- ② 音声トラックには、プログラム内容と同一トラックに0 VUレベル（-20 dBF S）の1 kHzの正弦波信号を記録する。

## (2) 主信号

### ・ プログラムリーダー

- ① 映像トラックには、CM開始の5秒前から3秒前までクレジットを記録し、引き続いて3秒前から開始点までファーストカットを記録する。
- ② 映像フォーマットは、各ファイルベースメディアで指定された方式を用いる。
- ③ 音声トラックは、CM開始の5秒前から3秒前までを原則無音声とし、3秒前から開始点までは無音声とする。
- ④ 音声フォーマットは、各ファイルベースメディアで指定された方式を用いる。
- ⑤ 「クレジット」には次の項目を必ず記録する。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| A) 素材広告主名   | B) CM素材名  |
| C) 10桁CMコード | D) 素材秒数   |
| E) 音声区分     | F) CM字幕有無 |

以下の事項は、任意記載事項とする。

- |          |            |
|----------|------------|
| G) 商品名   | H) 制作広告会社名 |
| I) 制作会社名 | J) 備考      |
| K) 録画日   |            |

⇒「◇ 参考資料『CM素材名ネーミングガイドライン』（日本広告業協会）参照

### ・ ラストカット

- ① 映像トラックには引き続き3秒のラストカットを記録する。
- ② 音声トラックは無音声とする。
- ③ ラストカットの後は記録しない。

## (3) CM素材ファイルの命名規則

ファイルベースメディアごとにMXFファイルを含むすべてのファイルに命名規則があるため、いかなるファイル名称も変更してはならない。

#### 4. 音声トラックの運用

- (1) CM内容の開始点より0.5秒間と終了点までの0.5秒間は、必ず無音声とする。
- (2) ステレオの場合、ch 1 には左チャンネル音声、ch 2 には右チャンネル音声を録音する。また、その他のチャンネルは無音声とする。
- (3) モノラルの場合、ch 1 およびch 2 に、同じ音声を同一レベル・同一位相で録音する。また、その他のチャンネルは無音声とする。
- (4) 5.1 (3/2+L F E) +Sの場合は、2チャンネルステレオにダウンミックスした音声(ch 7 に左チャンネル音声、ch 8 に右チャンネル音声)を、必ず録音する。

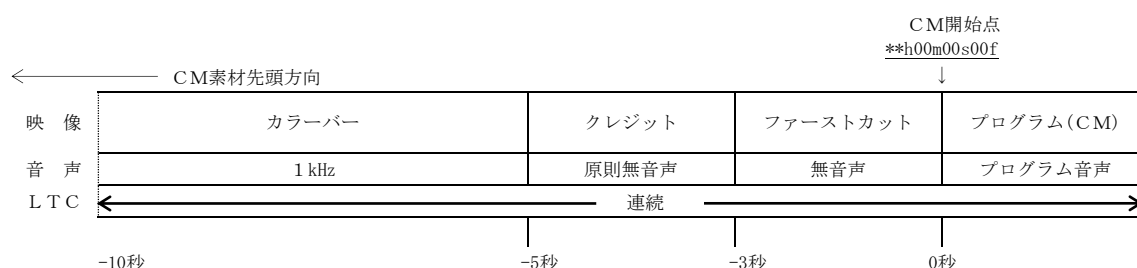
|       | ch 1 | ch 2 | ch 3 | ch 4  | ch 5 | ch 6 | ch 7 | ch 8 |
|-------|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| ステレオ  | L    | R    |      |       |      |      |      |      |
| モノラル  | モノラル | モノラル |      |       |      |      |      |      |
| 5.1+S | L    | R    | C    | L F E | L S  | R S  | L 2  | R 2  |

※ L S、R S…マルチチャンネルステレオ時のリアスピーカー音声、L Sは左サラウンド、R Sは右サラウンド。L F E…マルチチャンネルステレオの低音強調チャンネル。L 2、R 2…マルチチャンネルステレオを2チャンネルにダウンミックスした音声。

#### 5. タイムコード

- ・ タイムコードはSMPTE ST 12-1:2014「Time and Control Code」に規定するドロップフレームモードとする。CM開始点は必ず\*\*h00m00s00fとする。  
( \*\*:01より23までの任意の値)。00h00m00s00fの開始点は原則使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、事前に当該テレビ社と調整のうえ使用すること。

- ・ CM素材ファイル全体において、タイムコードは連続して記録する。



## 6. メタデータの運用

- (1) CM素材交換のためのメタデータは、CM素材交換メタデータに関するXML定義に沿ったXMLファイルとする。CM素材交換メタデータの詳細規定は、付属2参照のこと。
- (2) 搬入するCM素材媒体へのCM素材交換メタデータ書き込みは必須とする。
- (3) 1つのCM素材に対して付属するメタデータファイルは1つとし、複数のメタデータファイルを付属させてはならない。
- (4) メタデータファイルは、そのCM素材MXFファイルと同一媒体に格納すること。メタデータファイルの格納先は付属1にてメディアごとに指定する。
- (5) データ項目の訂正や変更などに伴うメタデータファイルの差し替えの際には、必ず該当するCM素材ファイルと一緒にファイルベースメディアにて差し替えることとし、メタデータファイル単独での交換を禁止する。
- (6) 「ユーザーエリアその3」には、平均ラウドネス値を記載することを必須とする。単位(LKFS)は記載せず、半角マイナス記号から始まり、半角数字にて小数点第一位まで記載すること。ただし、5.1+Sの場合は、それぞれの平均ラウドネス値を記載すること。また、-28.0を下回る場合、その理由を半角スペースのあとに、記載すること。

例1) (ステレオ、モノラルの場合) -24.0

(5.1+Sの場合) 5.1 -24.0 S -24.0

例2) -28.1 演出上の都合による

- (7) メタデータファイルの名称は、全て英数大文字半角で「CM\_10桁CMコード.XML」とする。

例) **CM\_9AB8CDE765.XML**

                  ↑                  ↑  
                  CM\_10桁CMコード XMLファイル拡張子

## 7. その他

本文に定めていない技術規準については、民放連技術規準T031-2022「ファイルによるテレビ番組交換」による。

## 8. 参照規格

民放連技術規準 T031-2022「ファイルによるテレビ番組交換」

ARIB STD-B28 1.0版「マルチフォーマット・カラーバー」

ARIB TR-B31 2.1版「ファイルベースによる番組交換方式」

2010年9月制定、2022年7月改訂、2022年10月適用

## 〈付属1〉 ファイルベースメディア運用規定

各ファイルベースメディアは、そのメーカー独自仕様で設計されているため、形状だけでなく内部ディレクトリ構造やファイル構造も異なる。それぞれのメディアを用いた場合の運用規定を定める。

### 1. XDCAM用プロフェッショナルディスク

CM素材交換用メディアは、ソニーXDCAM方式準拠XDCAM用プロフェッショナルディスク1層タイプとする。

#### (1) ファイル構造

- ・ ファイルフォーマット

XDCAM方式固有のMXFファイルフォーマットとする。互換性確保のため、内部ディレクトリ構造に手を加えてはならない。CM素材のMXFファイル名称は、半角英数字と“\_”（半角アンダーバー）のみ認める。

- ・ 映像圧縮フォーマット

MPEG HD422 50Mbpsとする。

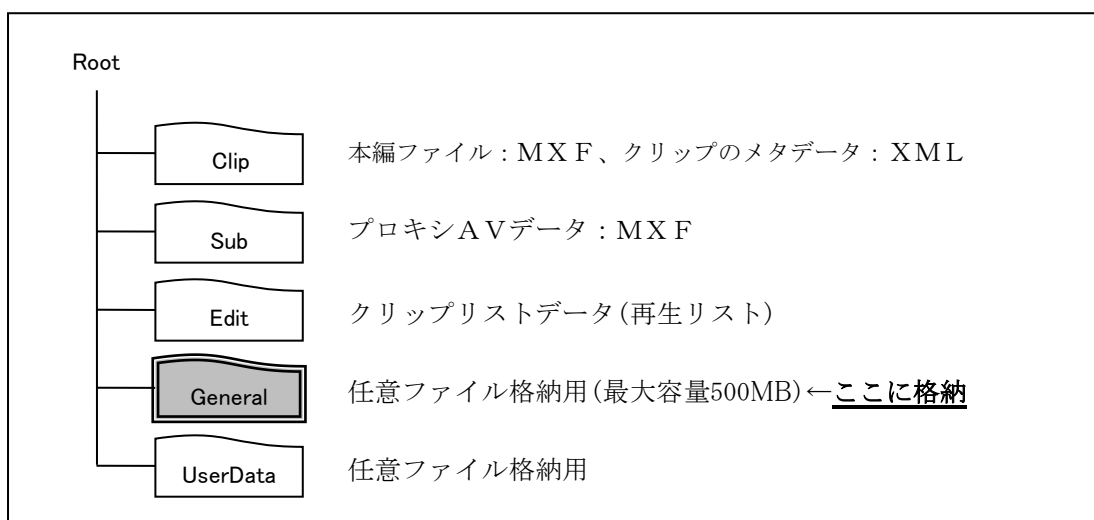
- ・ 音声フォーマット

リニアPCM サンプリング周波数48kHz、量子化ビット数24ビットとする。

#### (2) 搬入に際して

- ・ メタデータ

CM素材交換メタデータは、下図の通りGeneralディレクトリへ格納すること。



- ・ ケース

ケースは半透明でCM記録票が格納できる専用ケースとする。また、ケースには指定の項目が記載されたケース用カードを添付する。

- ・ 媒体

- ① 媒体表面シール貼付部(下図白線囲い部分)に指定の項目が記載されたシールを貼付する。



- ② 搬入の際は、誤消去防止機能を消去禁止の状態 で搬入すること。

## 2. P2カード

CM素材交換用メディアは、パナソニックP2方式準拠P2カードとする。

### (1) ファイル構造

- ・ ファイルフォーマット

P2方式固有のMXFファイルフォーマットとする。互換性確保のため、内部生成のディレクトリ、各種ファイルに手を加えてはならない。

- ・ 映像圧縮フォーマット

AVC Intra 100Mbpsとする。

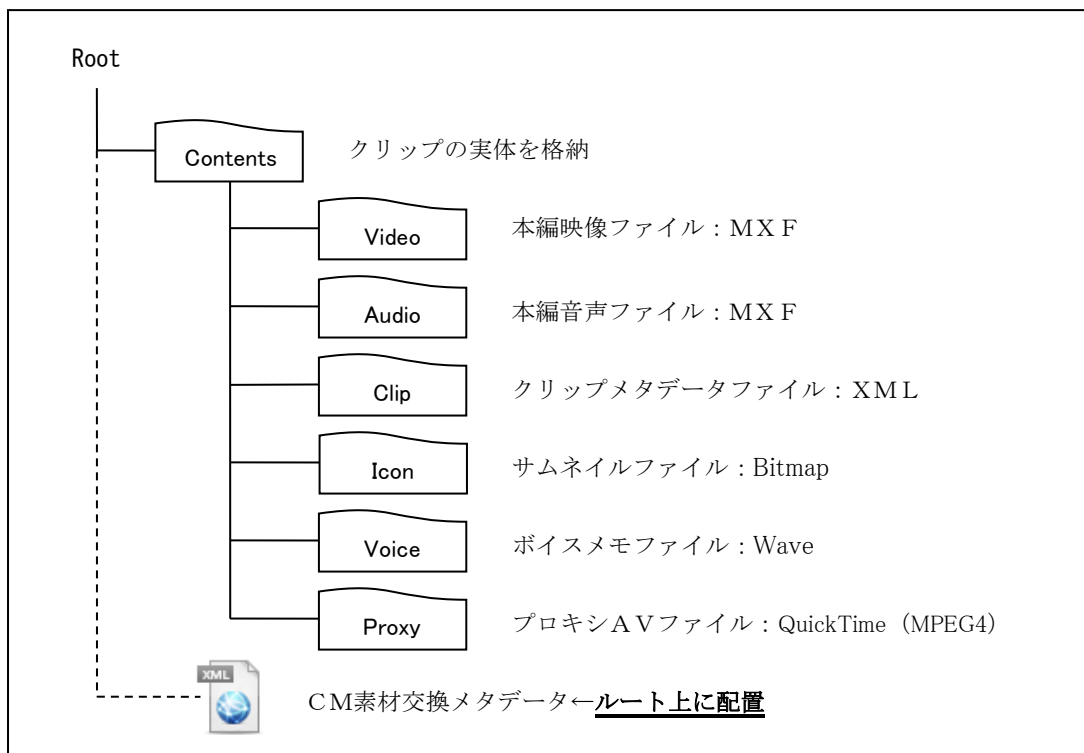
- ・ 音声フォーマット

リニアPCM サンプリング周波数48kHz、量子化ビット数16ビットとする。

### (2) 搬入に際して

- ・ メタデータ

CM素材交換メタデータは、下図の通りRoot上に配置すること。



- ケース

ケースは半透明でCM記録票が格納できる専用ケースとする。また、ケースには指定の項目が記載されたケース用カードを添付する。

- 媒体

- ① 媒体裏面シール貼付部(下図斜線部分)に指定の項目が記載されたシールを貼付する。



- ② 搬入の際は、誤消去防止機能を消去禁止の状態 で搬入すること。





## 〈付属 2〉 CM素材交換メタデータに関するXML定義

### 1 目的

CM素材の情報をXML形式でのデータ交換を行うことにより、より効率的かつ確実性のある運用を目指す。

### 2 適用範囲

ファイルベースメディアに収録されたCM素材に属するメタデータを適用範囲とする。

### 3 CM素材交換メタデータの項目

CM素材交換メタデータとして使用する項目とその詳細内容を以下に示す。

#### 3.1 項目表の見方

|                      |                                                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>メタデータ<br/>項目名</b> | データ項目名                                                                                        |
| <b>要素名</b>           | XMLの要素名                                                                                       |
| <b>属性名</b>           | XMLの属性名                                                                                       |
| <b>型</b>             | 9…数字のみ（JIS 1バイト半角文字）<br>X…英数のみ（JIS 1バイト半角文字）<br>N…漢字（シフトJIS 2バイト全角文字）                         |
| <b>文字数</b>           | 固定長の場合は固定文字数<br>可変長の場合は最大文字数（半角・全角混在の項目の場合で半角文字が含まれる結果、Byte数としては許されているときであっても、最大文字数を超えてはならない） |
| <b>Byte数</b>         | 固定長の場合は固定バイト数<br>可変長の場合は最大バイト数                                                                |
| <b>固定長</b>           | ○：固定長の項目を表す。<br>×：可変長の項目を表す。                                                                  |
| <b>必須/<br/>オプション</b> | 必須：必須項目 必ず何らかの値を設定する。（要素/属性の出現回数：1）<br>○P：任意項目 必要な場合のみ設定する。（要素/属性の出現回数：0 もしくは1）               |
| <b>放送局<br/>参照項目</b>  | ○：放送局が参照する項目を表す。<br>空白：放送局が参照するか否かは任意の項目を表す。                                                  |
| <b>説明・定義</b>         | 設定するデータの説明が記述される。                                                                             |
| <b>項目詳細</b>          | 項目内容の設定する値やセットの仕方等の詳細な説明が記述される。                                                               |

### 3.2 CM素材交換メタデータ項目表

|    | メタデータ項目名             | 要素名                       | 属性名 | 型   | 文字数 | Byte数 | 固定長 | 必須/<br>オプション | 放送局<br>参照項目 |
|----|----------------------|---------------------------|-----|-----|-----|-------|-----|--------------|-------------|
| —  | CM素材交換メタデータのルート要素    | CM_meta_data              |     | —   | —   | —     | —   | 必須           | —           |
| 1  | 10桁CMコード-1（広告事業者コード） | cm_code_advertiser_id     |     | X   | 4   | 4     | ○   | 必須           | ○           |
| 2  | 10桁CMコード-2（素材コード）    | cm_code_material_id       |     | X   | 6   | 6     | ○   | 必須           | ○           |
| 3  | CM素材名                | CM_name                   |     | N   | 30  | 60    | ×   | 必須           | ○           |
| 4  | CM作品名                | CM_original_name          |     | N/X | 100 | 200   | ×   | OP           |             |
| 5  | 商品名                  | product_name              |     | N/X | 20  | 40    | ×   | OP           |             |
| 6  | 素材広告主名               | CM_sponsor_name           |     | N   | 20  | 40    | ×   | 必須           | ○           |
|    |                      | code                      |     | X   | 4   | 4     | ○   | OP           | ○           |
| 7  | 制作広告会社名              | production_ADcompany_name |     | N/X | 20  | 40    | ×   | OP           |             |
|    |                      | code                      |     | X   | 4   | 4     | ○   | OP           |             |
| 8  | 制作会社名                | production_company_name   |     | N/X | 20  | 40    | ×   | OP           |             |
|    |                      | code                      |     | X   | 4   | 4     | ○   | OP           |             |
| 9  | 素材秒数                 | CM_duration               |     | 9   | 4   | 4     | ×   | 必須           | ○           |
| 10 | 素材種類区分               | media_type                |     | N   | 8   | 16    | ×   | 必須           |             |
|    |                      | code                      |     | X   | 2   | 2     | ○   | 必須           | ○           |
| 11 | D F / N D F 区分       | TC_count_mode             |     | X   | 3   | 3     | ×   | 必須           |             |
|    |                      | code                      |     | 9   | 1   | 1     | ○   | 必須           | ○           |
| 12 | H D / S D 区分         | video_definition_mode     |     | X   | 2   | 2     | ○   | 必須           |             |
|    |                      | code                      |     | 9   | 1   | 1     | ○   | 必須           | ○           |
| 13 | 画角                   | video_aspect_ratio        |     | N   | 4   | 8     | ×   | 必須           |             |
|    |                      | code                      |     | 9   | 1   | 1     | ○   | 必須           | ○           |
| 14 | 音声区分                 | audio_format              |     | N   | 5   | 10    | ×   | 必須           |             |
|    |                      | code                      |     | 9   | 1   | 1     | ○   | 必須           | ○           |
| 15 | スタートタイムコード           | start_timecode            |     | 9   | 8   | 8     | ○   | 必須           | ○           |
| 16 | CM字幕有無               | CM_caption_existence      |     | N   | 2   | 4     | ○   | 必須           |             |
|    |                      | code                      |     | 9   | 1   | 1     | ○   | 必須           | ○           |
| 17 | 登録日時                 | registered_time           |     | 9   | 14  | 14    | ○   | 必須           | ○           |
| 18 | 更新日時                 | update_time               |     | 9   | 14  | 14    | ○   | 必須           | ○           |
| 19 | 備考                   | remarks_column            |     | N   | 100 | 200   | ×   | OP           | ○           |
| —  | ユーザーエリア項目のサブルート要素    | memo                      |     | —   | —   | —     | —   | OP           | —           |
| 20 | ユーザーエリアその1           | user_area_1               |     | N/X | 100 | 200   | ×   | OP           |             |
| 21 | ユーザーエリアその2           | user_area_2               |     | N/X | 100 | 200   | ×   | OP           |             |
| 22 | ユーザーエリアその3           | user_area_3               |     | N/X | 100 | 200   | ×   | OP           |             |
| —  | メタデータバージョン項目のサブルート要素 | version                   |     | —   | —   | —     | —   | 必須           | —           |
| 23 | CMメタデータバージョン         | cm_meta_version_number    |     | X   | 3   | 3     | ○   | 必須           | ○           |

| 説明・定義                                            | 項目詳細                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10桁CMコードの前半4桁                                    | 10桁CMコードの広告事業者コード（CCCコード）にあたる前半4桁を4byte（英数大文字半角4文字）でセットする。ただし、英字“I(アイ)”“O(オー)”についてはセット不可とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10桁CMコードの後半6桁                                    | 10桁CMコードの素材コードにあたる後半6桁を6byte（英数大文字半角6文字）でセットする。ただし、英字“I(アイ)”“O(オー)”についてはセット不可とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| そのCM素材の素材名称。放送局と広告会社の間でCM素材を特定するために利用される。        | 全角30文字以内・60byte以内で入力される。内容の制約についてはテレビCM素材搬入基準に付属する「CM素材名ネーミングガイドライン」を参照する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 広告会社とCM制作会社との間で利用するCM素材名称、CM作品としての原盤の名称を指す。      | 全角・半角文字混在で、100文字・200byte以内で入力される。（半角文字が含まれる結果、200byte以内であっても100文字を超えてはならない。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| CM素材の商品名称を指す                                     | 全角・半角文字混在で、20文字・40byte以内で入力される。（半角文字が含まれる結果、40byte以内であっても20文字を超えてはならない。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 素材の広告主名（契約広告主とは異なる）および、その会社の広告事業者コード（CCCコード）を指す。 | 要素<CM_sponsor_name>には登録時点での素材広告主名を文字列（全角20文字以内・40Byte以内）で入力する。会社名は法人格を含め21文字以上ある場合でも省略せず20文字目までを左詰めで入力する。属性<code>には登録時点での広告事業者コードを半角英数字でセットする。ただし、英字“I(アイ)”“O(オー)”についてはセット不可とする。                                                                                                                                                                                                         |
| CMを制作した広告会社名および、その会社の広告事業者コード（CCCコード）を指す。        | 要素<production_Adcompany_name>には登録時点での制作広告会社名を文字列（全角・半角混在の20文字以内・40Byte以内）で入力する（半角文字が含まれる結果、40byte以内であっても20文字を超えてはならない）。属性<code>には登録時点での広告事業者コードを半角英数字でセットする。ただし、英字“I(アイ)”“O(オー)”についてはセット不可とする。                                                                                                                                                                                           |
| CMを制作した制作会社名および、その会社の広告事業者コード（CCCコード）を指す。        | 要素<production_company_name>には登録時点での制作会社名を文字列（全角・半角混在の20文字以内・40Byte以内）で入力する（半角文字が含まれる結果、40byte以内であっても20文字を超えてはならない）。属性<code>には登録時点での広告事業者コードを半角英数字でセットする。ただし、英字“I(アイ)”“O(オー)”についてはセット不可とする。                                                                                                                                                                                               |
| CM素材の素材秒数（クレジットや捨てカット、基準信号は含まない正味の秒数）            | SSSS形式（4桁）で半角数字4byte以内でセットする。最大で9999秒となる。<br>（例：120秒素材であれば <CM_duration>120</CM_duration>）                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 搬入されるCM素材が記録されているメディアの種類を指す。                     | 15：XDCAM 16：P2 として 要素<media_type>にはメディア名を全角8文字以内で、属性<code>には半角数字のコードでセットする。（注1）（注2）                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 媒体に記録されたタイムコードのドロップフレームの有無を指定する。                 | 1：DF 2：NDF として 要素<TC_count_mode>にはDF/NDF区分名を半角3文字以内で、属性<code>には半角数字のコードでセットする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 媒体に記録されたCM素材がHD信号かSD信号かを区別する項目。                  | 1：HD 2：SD として 要素<video_definition_mode>にはHD/SD区分名を半角2文字で、属性<code>には半角数字のコードでセットする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 媒体に記録された信号の画角をさす。                                | 1：4：3 2：16：9 として 要素<video_aspect_ratio>には画角名を全角4文字以内で、属性<code>には半角数字のコードでセットする。<br>なお、4：3画角のSD素材をアップコンバートしてHDサイドパネルとした場合も、格納された信号を指すため、2：16：9 とする。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 媒体に記録されたCM素材の音声区分をさす。                            | 1：モノラル 2：ステレオ 5：5.1+S として要素<audio_format>には音声モード名を全角5文字以内で、属性<code>には半角数字のコードでセットする。（注1）                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 主信号のCM本編がスタートするタイムコード（CM開始点）を記載する                | HHMMSSFF形式で半角8byteでセットする。<br>CM開始点はファイルベースメディアCM搬入規準に則り、必ず**h##m00s00fとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| メタデータが属するCM素材に字幕放送素材が格納されているかを示すフラグ              | 0：無し 1：有り として要素<CM_caption_existence>には字幕の「無し」「有り」を全角2文字で、属性<code>には半角数字のコードでセットする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| メタデータが初回登録された日時                                  | YYYYMMDDHHMMSS（14桁）の形式で半角14byteでセットする。<br>時間は24時間制を採用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| メタデータが変更された日時                                    | YYYYMMDDHHMMSS（14桁）の形式で半角14byteでセットする。<br>時間は24時間制を採用する。なお初回登録時は更新日時＝登録日時となる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 広告会社側から放送局へのCM素材についての留意点等を記載する項目。                | 全角100文字・200byte以内で入力される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 入力ユーザーが自由に使用できる項目                                | 全角・半角文字混在で、100文字・200byte以内で入力される。（半角文字が含まれる結果、200byte以内であっても100文字を超えてはならない。）<br>またTAB・改行の入力も可能。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 平均ラウドネス値を記載する項目                                  | 全角・半角文字混在で、100文字・200byte以内で入力される。（半角文字が含まれる結果、200byte以内であっても100文字を超えてはならない。）<br>またTAB・改行の入力も可能。<br>単位（LKFS）は記載せず、半角マイナス記号から始まり、半角数字にて小数点第一位まで記載すること。ただし、5.1+Sの場合は、それぞれの平均ラウドネス値を記載すること。また、-28.0を下回る場合、その理由を半角スペースのあとに記載すること。なお、全体として全角・半角文字混在で、100文字・200byte以内で入力される。（半角文字が含まれる結果、200byte以内であっても100文字を超えてはならない。）<br>例1）（ステレオ、モノラルの場合）-24.0 （5.1+Sの場合）5.1-24.0 S -24.0 例2）-28.1 演出上の都合による |
| 使用するCMメタデータのバージョン情報をセットする。                       | 2010年9月の時点でVer1.0.0とする。以降にCM素材交換メタデータの項目が変更されバージョンアップする場合には、複数あるバージョンから必ず採用するバージョンを一つだけ選択し、セットする。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

（注1）これらの項目のコードについてはJAAA（Japan Advertising Agencies Association）が発行するテレビスポット広告取引EDI標準メッセージ（デジタル放送対応版）第1.2版で定義される該当項目のコードに準拠している。

（注2）「オンラインCM搬入規準」6.（5）で「18:オンラインとして、要素<media\_type>にはオンライン、属性<code>には18をセットすること」と規定されていることに留意する。

## 4 XML規約情報

### 4.1 XML規格バージョンと名前空間

XML規格のバージョン番号についてはバージョン1.0とし、CM素材交換メタデータXMLファイルには

```
xml version="1.0"
```

を必ず記述することとする。

CM素材交換メタデータXMLファイルのメタデータ記述スキームについては項目10にて後述するTVCMMeta\_vXXX.xsdを用いることとし、併せてメタデータ記述のための適格な名前空間を宣言するため、CM素材交換メタデータXMLファイルには以下の、

```
<CM_meta_data xsi:schemaLocation="http://www.nab.or.jp/TVCMMeta/schema/vXXX TVCMMeta_vXXX.xsd"
xmlns="http://www.nab.or.jp/TVCMMeta/schema/vXXX" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance">
```

を必ず記述することとする（改行を入れずに1行として記述）。

なお、上記「vXXX」のXXXについては、その時点でのスキーマバージョン（半角数字3桁）を記載する。

### 4.2 文字種とエンコード

要素（エレメント）・属性（アトリビュート）などの名称は半角英数字を用いた名称を付与することにする。また要素・属性の持つ値は、日本語を用いるケースもある。

使用する文字コードは以下とする。

- ・ Shift\_JIS（全角：JIS X 0208:1997 半角：JIS X 0201）

なお、CM素材交換メタデータXMLファイルには文字エンコーディングの記述である

```
encoding="Shift_JIS"
```

を必ず記述することとする。

⇒「◇ 参考資料『CM素材名ネーミングガイドライン』（日本広告業協会）参照

### 4.3 要素（element エレメント）名

半角英数字とする。また要素名の選定にあたっては、日本語名の対訳を基本とする。

語の区切りは“\_”（半角アンダーバー）で区切る。

#### 4.4 属性 (attribute アトリビュート) 名

半角英数字とする。また属性名の選定にあたっては、日本語名の対訳を基本とする。  
語の区切りは“\_” (半角アンダーバー) で区切る。

#### 4.5 予約文字

以下の半角文字については予約文字として規定する。

- ① < (小なり)
- ② > (大なり)
- ③ & (アンド)
- ④ ' (アポストロフィー)
- ⑤ " (ダブルクォーテーション)

前記の5文字を要素・属性の持つ値に設定する際には、以下のように変換する。ただし、  
④⑤を要素の値に設定するときには、変換しなくてもよい。

- ① < → &lt;
- ② > → &gt;
- ③ & → &amp;
- ④ ' → &apos;
- ⑤ " → &quot;

(注)3.2 CM素材交換メタデータ項目表の「文字数」「Byte数」については、予約文字を変換する前の「文字数」「Byte数」として取り扱う。

#### 4.6 禁止事項

要素・属性の持つ値の中身には、指定がない限り改行コード・TABコードは用いない。  
(改行・TABが許される項目はCM素材交換メタデータ項目表にて指定される)

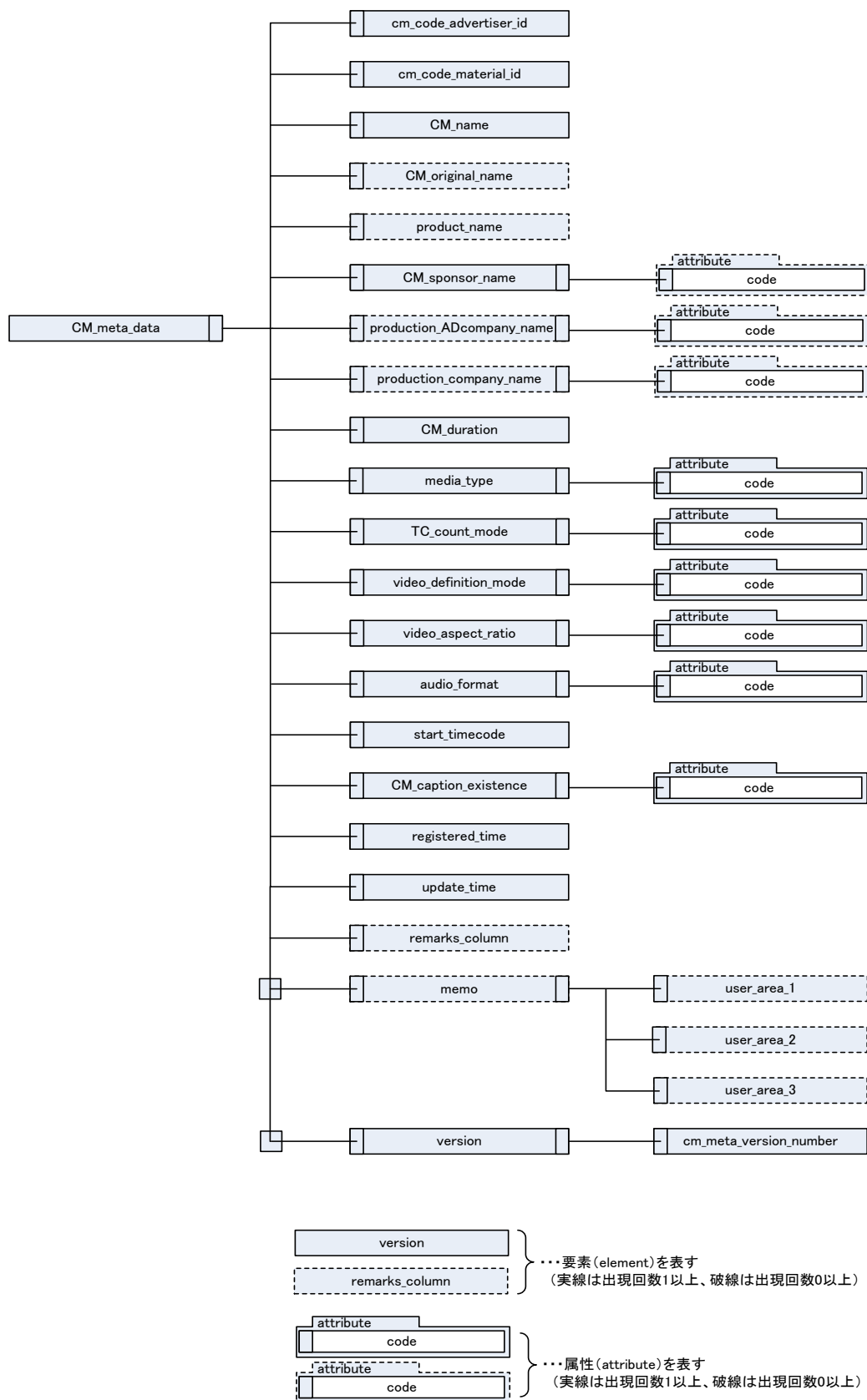
#### 4.7 改行コード

改行コードは「CRLF」を用いること

## 5 CM素材交換メタデータの構造

CM素材交換メタデータの構造を以下に示す。

### 【CM素材交換メタデータの構造】



## 6 データ設定上の注意点

### 6.1 要素・属性の省略

要素の内容および属性の値を共に設定する必要がない場合には、要素の開始タグおよび終了タグの省略を行う。属性の値を設定する必要がない場合、属性の省略を行う。

なお、全ての子要素が省略される場合には、その親要素も省略される。

以下に可変長のデータセットおよび、任意項目のデータセットの例を記述する。

#### 【例】

要素A：固定長4バイト(必須) 要素B：可変長4バイト(必須)

要素C：固定長4バイト(任意) 要素D：可変長4バイト(任意)

要素Dに属する属性E：固定長4バイト(任意)

#### [ 正しいデータセット ]

①-1 全ての項目が最大バイト数で設定されている場合

```
<A>aaaa</A> <B>bbbb</B> <C>cccc</C> <D E="eeee">dddd</D>
```

①-2 B 必須項目(可変長)が2バイトで設定されている場合

```
<A>aaaa</A> <B>bb</B> <C>cccc</C> <D E="eeee">dddd</D>
```

①-3 C 任意項目(固定長)が設定されていない場合

```
<A>aaaa</A> <B>bb</B> <D E="eeee">dddd</D>
```

①-4 D 任意項目(可変長)が設定されていない場合

```
<A>aaaa</A> <B>bb</B> <C>cccc</C>
```

①-5 E 任意項目属性(固定長)が設定されていない場合

```
<A>aaaa</A> <B>bb</B> <C>cccc</C> <D>dddd</D>
```

#### [ 誤ったデータセット ]

②-1 C 任意項目(固定長)の値が設定する必要のない場合

```
<A>aaaa</A> <B>bbbb</B> <C></C> <D E="eeee">dddd</D> ←要素[ C ]のタグは記述しない。
```

②-2 E 任意項目属性(固定長)の値が設定する必要のない場合

```
<A>aaaa</A> <B>bbbb</B> <C>cccc</C> <D E="">dddd</D> ←属性[ E ]は記述しない。
```

## 6.2 改行・スペースの扱い

要素に直接値を設定しない要素の場合は、その要素内のスペースや、改行は無視して処理する。以下の、【例Ⅰ】と【例Ⅱ】は、同様に処理される。

### 【例Ⅰ】

＜AA＞は直接に値を設定しない要素で、＜BB＞＜CC＞を子要素として持つ場合

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ＜AA＞↓           | ←ここの改行は無視する。      |
| △＜BB＞bb＜／BB＞△△↓ | ←ここの改行、スペースは無視する。 |
| △＜CC＞cc＜／CC＞↓   | ←ここの改行、スペースは無視する  |
| ＜／AA＞↓          |                   |

### 【例Ⅱ】

＜AA＞＜BB＞bb＜／BB＞＜CC＞cc＜／CC＞＜／AA＞↓

△：スペース

↓：改行コード

## 6.3 属性に＜code＞を持つ項目の運用について

音声区分（要素名：＜audio\_format＞ 属性名：＜code＞）など、属性に＜code＞をもつ項目については、

1：モノラル 2：ステレオ 5：5. 1＋S

のように

【コード】：【内容】

で定義されるが、この場合には、要素に【内容】を、属性に【コード】をセットする。

例えば、音声区分が 5：5. 1＋S であった場合には

＜audio\_format code="5">5. 1＋S</audio\_format>

とセットされる。

## 7 CM素材交換メタデータのバージョン管理

2010年9月制定のCM素材交換メタデータのバージョンをVer1.0.0とし、その後の変更の度にバージョンを上げて管理していく。



## 8 XML ファイル内の複数CM記述の禁止

1つのCM素材交換メタデータXMLファイルの中に記述されるCM素材の内容は、必ず1CM素材に関するものであり、複数CMを記述してはならない。

## 9 ファイル名の規約

CM素材交換メタデータXMLファイルの名称は、全て英数大文字半角で「CM\_10桁CMコード.XML」とする。

例)

**CM\_9AB8CDE765.XML**

↑                      ↑

CM\_10桁CMコード    XMLファイル拡張子

## 10 CM素材交換メタデータ XML スキーマ

CM素材交換メタデータの構造を記述するための記述定義言語についてはW3Cで勧告されたXML Schemaを用いる。また、CM素材交換メタデータについて定義されたXMLスキーマのファイル名をTVCMMeta\_vXXX.xsdとし、付録1に示す。

なお、TVCMMeta\_vXXX.xsdの「XXX」についてはその時点でのCM項目表で定義されるCMメタデータバージョン（半角数字3桁）である。

## 11 CM素材交換メタデータ XMLファイル サンプル

CM素材交換メタデータ XMLファイル サンプルについては付録2に示す。

## 付録 1. CM素材交換メタデータXMLに関するスキーマ(TVCMMeta\_v100.xsd)

(2010年9月制定 CMメタデータバージョン1.0.0)

```

1 <?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
2 <xs:schema xmlns="http://www.nab.or.jp/TVCMMeta/schema/v100" xmlns:xs="http://www.w3.org/2001/XMLSchema"
   targetNamespace="http://www.nab.or.jp/TVCMMeta/schema/v100" elementFormDefault="qualified" attributeFormDefault="unqualified">
3   <xs:element name="CM_meta_data">
4     <xs:annotation>
5       <xs:documentation>CM素材交換メタデータ</xs:documentation>
6     </xs:annotation>
7     <xs:complexType>
8       <xs:sequence>
9         <xs:element ref="cm_code_advertiser_id"/>
10        <xs:element ref="cm_code_material_id"/>
11        <xs:element ref="CM_name"/>
12        <xs:element ref="CM_original_name" minOccurs="0"/>
13        <xs:element ref="product_name" minOccurs="0"/>
14        <xs:element ref="CM_sponsor_name"/>
15        <xs:element ref="production_ADcompany_name" minOccurs="0"/>
16        <xs:element ref="production_company_name" minOccurs="0"/>
17        <xs:element ref="CM_duration"/>
18        <xs:element ref="media_type"/>
19        <xs:element ref="TC_count_mode"/>
20        <xs:element ref="video_definition_mode"/>
21        <xs:element ref="video_aspect_ratio"/>
22        <xs:element ref="audio_format"/>
23        <xs:element ref="start_timecode"/>
24        <xs:element ref="CM_caption_existence"/>
25        <xs:element ref="registered_time"/>
26        <xs:element ref="update_time"/>
27        <xs:element ref="remarks_column" minOccurs="0"/>
28        <xs:element ref="memo" minOccurs="0"/>
29        <xs:element ref="version"/>
30      </xs:sequence>
31    </xs:complexType>
32  </xs:element>
33  <xs:element name="cm_code_advertiser_id">
34    <xs:annotation>
35      <xs:documentation>広告事業者コード</xs:documentation>
36    </xs:annotation>
37    <xs:simpleType>
38      <xs:restriction base="xs:string">
39        <xs:pattern value="[0-9A-HJ-NP-Z][4]"/>
40      </xs:restriction>
41    </xs:simpleType>
42  </xs:element>
43  <xs:element name="cm_code_material_id">
44    <xs:annotation>
45      <xs:documentation>素材コード</xs:documentation>
46    </xs:annotation>
47    <xs:simpleType>
48      <xs:restriction base="xs:string">
49        <xs:pattern value="[0-9A-HJ-NP-Z][6]"/>
50      </xs:restriction>
51    </xs:simpleType>
52  </xs:element>
53  <xs:element name="CM_name">
54    <xs:annotation>
55      <xs:documentation>CM素材名</xs:documentation>
56    </xs:annotation>
57    <xs:simpleType>
58      <xs:restriction base="xs:normalizedString">
59        <xs:maxLength value="30"/>
60      </xs:restriction>
61    </xs:simpleType>
62  </xs:element>
63  <xs:element name="CM_original_name">
64    <xs:annotation>
65      <xs:documentation>CM作品名</xs:documentation>
66    </xs:annotation>
67    <xs:simpleType>
68      <xs:restriction base="xs:normalizedString">
69        <xs:maxLength value="100"/>
70      </xs:restriction>
71    </xs:simpleType>
72  </xs:element>
73  <xs:element name="product_name">
74    <xs:annotation>

```

```

75         <xs:documentation>商品名</xs:documentation>
76     </xs:annotation>
77     <xs:simpleType>
78         <xs:restriction base="xs:normalizedString">
79             <xs:maxLength value="20"/>
80         </xs:restriction>
81     </xs:simpleType>
82 </xs:element>
83 <xs:element name="CM_sponsor_name">
84     <xs:annotation>
85         <xs:documentation>素材広告主名</xs:documentation>
86     </xs:annotation>
87     <xs:complexType>
88         <xs:simpleContent>
89             <xs:extension base="company_name_type">
90                 <xs:attribute name="code" use="optional">
91                     <xs:simpleType>
92                         <xs:restriction base="xs:string">
93                             <xs:pattern value="[0-9A-HJ-NP-Z]{4}"/>
94                         </xs:restriction>
95                     </xs:simpleType>
96                 </xs:attribute>
97             </xs:extension>
98         </xs:simpleContent>
99     </xs:complexType>
100 </xs:element>
101 <xs:element name="production_ADcompany_name">
102     <xs:annotation>
103         <xs:documentation>制作広告会社名</xs:documentation>
104     </xs:annotation>
105     <xs:complexType>
106         <xs:simpleContent>
107             <xs:extension base="company_name_type">
108                 <xs:attribute name="code" use="optional">
109                     <xs:simpleType>
110                         <xs:restriction base="xs:string">
111                             <xs:pattern value="[0-9A-HJ-NP-Z]{4}"/>
112                         </xs:restriction>
113                     </xs:simpleType>
114                 </xs:attribute>
115             </xs:extension>
116         </xs:simpleContent>
117     </xs:complexType>
118 </xs:element>
119 <xs:element name="production_company_name">
120     <xs:annotation>
121         <xs:documentation>制作会社名</xs:documentation>
122     </xs:annotation>
123     <xs:complexType>
124         <xs:simpleContent>
125             <xs:extension base="company_name_type">
126                 <xs:attribute name="code" use="optional">
127                     <xs:simpleType>
128                         <xs:restriction base="xs:string">
129                             <xs:pattern value="[0-9A-HJ-NP-Z]{4}"/>
130                         </xs:restriction>
131                     </xs:simpleType>
132                 </xs:attribute>
133             </xs:extension>
134         </xs:simpleContent>
135     </xs:complexType>
136 </xs:element>
137 <xs:element name="CM_duration" type="xs:positiveInteger">
138     <xs:annotation>
139         <xs:documentation>素材秒数</xs:documentation>
140     </xs:annotation>
141 </xs:element>
142 <xs:element name="TC_count_mode">
143     <xs:annotation>
144         <xs:documentation>DF/NDF区分</xs:documentation>
145     </xs:annotation>
146     <xs:complexType>
147         <xs:simpleContent>
148             <xs:extension base="TC_count_mode_type">
149                 <xs:attribute name="code" use="required">

```

```

150             <xs:simpleType>
151                 <xs:restriction base="xs:string">
152                     <xs:enumeration value="1"/>
153                     <xs:enumeration value="2"/>
154                 </xs:restriction>
155             </xs:simpleType>
156         </xs:attribute>
157     </xs:extension>
158 </xs:simpleContent>
159 </xs:complexType>
160 </xs:element>
161 <xs:element name="video_definition_mode">
162     <xs:annotation>
163         <xs:documentation>HD/SD区分</xs:documentation>
164     </xs:annotation>
165     <xs:complexType>
166         <xs:simpleContent>
167             <xs:extension base="video_definition_mode_type">
168                 <xs:attribute name="code" use="required">
169                     <xs:simpleType>
170                         <xs:restriction base="xs:string">
171                             <xs:enumeration value="1"/>
172                             <xs:enumeration value="2"/>
173                         </xs:restriction>
174                     </xs:simpleType>
175                 </xs:attribute>
176             </xs:extension>
177         </xs:simpleContent>
178     </xs:complexType>
179 </xs:element>
180 <xs:element name="video_aspect_ratio">
181     <xs:annotation>
182         <xs:documentation>画角</xs:documentation>
183     </xs:annotation>
184     <xs:complexType>
185         <xs:simpleContent>
186             <xs:extension base="video_aspect_ratio_type">
187                 <xs:attribute name="code" use="required">
188                     <xs:simpleType>
189                         <xs:restriction base="xs:string">
190                             <xs:enumeration value="1"/>
191                             <xs:enumeration value="2"/>
192                         </xs:restriction>
193                     </xs:simpleType>
194                 </xs:attribute>
195             </xs:extension>
196         </xs:simpleContent>
197     </xs:complexType>
198 </xs:element>
199 <xs:element name="audio_format">
200     <xs:annotation>
201         <xs:documentation>音声区分</xs:documentation>
202     </xs:annotation>
203     <xs:complexType>
204         <xs:simpleContent>
205             <xs:extension base="audio_format_type">
206                 <xs:attribute name="code" use="required">
207                     <xs:simpleType>
208                         <xs:restriction base="xs:string">
209                             <xs:enumeration value="1"/>
210                             <xs:enumeration value="2"/>
211                             <xs:enumeration value="5"/>
212                         </xs:restriction>
213                     </xs:simpleType>
214                 </xs:attribute>
215             </xs:extension>
216         </xs:simpleContent>
217     </xs:complexType>
218 </xs:element>
219 <xs:element name="start_timecode">
220     <xs:annotation>
221         <xs:documentation>スタートタイムコード</xs:documentation>
222     </xs:annotation>
223     <xs:simpleType>
224         <xs:restriction base="xs:string">

```

```

225         <xs:pattern value="[0-9]{8}" />
226     </xs:restriction>
227 </xs:simpleType>
228 </xs:element>
229 <xs:element name="CM_caption_existence">
230     <xs:annotation>
231         <xs:documentation>CM字幕有無</xs:documentation>
232     </xs:annotation>
233     <xs:complexType>
234         <xs:simpleContent>
235             <xs:extension base="CM_caption_existence_type">
236                 <xs:attribute name="code" use="required">
237                     <xs:simpleType>
238                         <xs:restriction base="xs:string">
239                             <xs:enumeration value="0" />
240                             <xs:enumeration value="1" />
241                         </xs:restriction>
242                     </xs:simpleType>
243                 </xs:attribute>
244             </xs:extension>
245         </xs:simpleContent>
246     </xs:complexType>
247 </xs:element>
248 <xs:element name="media_type">
249     <xs:annotation>
250         <xs:documentation>素材種類区分</xs:documentation>
251     </xs:annotation>
252     <xs:complexType>
253         <xs:simpleContent>
254             <xs:extension base="xs:normalizedString">
255                 <xs:attribute name="code" use="required">
256                     <xs:simpleType>
257                         <xs:restriction base="xs:string">
258                             <xs:length value="2" />
259                         </xs:restriction>
260                     </xs:simpleType>
261                 </xs:attribute>
262             </xs:extension>
263         </xs:simpleContent>
264     </xs:complexType>
265 </xs:element>
266 <xs:element name="registered_time">
267     <xs:annotation>
268         <xs:documentation>登録日時</xs:documentation>
269     </xs:annotation>
270     <xs:simpleType>
271         <xs:restriction base="xs:string">
272             <xs:pattern value="[0-9]{14}" />
273         </xs:restriction>
274     </xs:simpleType>
275 </xs:element>
276 <xs:element name="update_time">
277     <xs:annotation>
278         <xs:documentation>更新日時</xs:documentation>
279     </xs:annotation>
280     <xs:simpleType>
281         <xs:restriction base="xs:string">
282             <xs:pattern value="[0-9]{14}" />
283         </xs:restriction>
284     </xs:simpleType>
285 </xs:element>
286 <xs:element name="remarks_column">
287     <xs:annotation>
288         <xs:documentation>備考</xs:documentation>
289     </xs:annotation>
290     <xs:simpleType>
291         <xs:restriction base="xs:string">
292             <xs:maxLength value="100" />
293         </xs:restriction>
294     </xs:simpleType>
295 </xs:element>
296 <xs:element name="version">
297     <xs:annotation>
298         <xs:documentation>メタデータバージョン</xs:documentation>
299     </xs:annotation>

```

```

300     <xs:complexType>
301       <xs:sequence>
302         <xs:element ref="cm_meta_version_number"/>
303       </xs:sequence>
304     </xs:complexType>
305   </xs:element>
306   <xs:element name="cm_meta_version_number">
307     <xs:annotation>
308       <xs:documentation>CMメタデータバージョン</xs:documentation>
309     </xs:annotation>
310     <xs:simpleType>
311       <xs:restriction base="xs:string">
312         <xs:length value="3"/>
313       </xs:restriction>
314     </xs:simpleType>
315   </xs:element>
316   <xs:element name="memo">
317     <xs:annotation>
318       <xs:documentation>メモ</xs:documentation>
319     </xs:annotation>
320     <xs:complexType>
321       <xs:sequence>
322         <xs:element ref="user_area_1" minOccurs="0"/>
323         <xs:element ref="user_area_2" minOccurs="0"/>
324         <xs:element ref="user_area_3" minOccurs="0"/>
325       </xs:sequence>
326     </xs:complexType>
327   </xs:element>
328   <xs:element name="user_area_1">
329     <xs:annotation>
330       <xs:documentation>ユーザエリアその1</xs:documentation>
331     </xs:annotation>
332     <xs:simpleType>
333       <xs:restriction base="xs:string">
334         <xs:maxLength value="100"/>
335       </xs:restriction>
336     </xs:simpleType>
337   </xs:element>
338   <xs:element name="user_area_2">
339     <xs:annotation>
340       <xs:documentation>ユーザエリアその2</xs:documentation>
341     </xs:annotation>
342     <xs:simpleType>
343       <xs:restriction base="xs:string">
344         <xs:maxLength value="100"/>
345       </xs:restriction>
346     </xs:simpleType>
347   </xs:element>
348   <xs:element name="user_area_3">
349     <xs:annotation>
350       <xs:documentation>ユーザエリアその3</xs:documentation>
351     </xs:annotation>
352     <xs:simpleType>
353       <xs:restriction base="xs:string">
354         <xs:maxLength value="100"/>
355       </xs:restriction>
356     </xs:simpleType>
357   </xs:element>
358   <xs:simpleType name="company_name_type">
359     <xs:restriction base="xs:string">
360       <xs:maxLength value="20"/>
361     </xs:restriction>
362   </xs:simpleType>
363   <xs:simpleType name="video_definition_mode_type">
364     <xs:restriction base="xs:string">
365       <xs:enumeration value="HD"/>
366       <xs:enumeration value="SD"/>
367     </xs:restriction>
368   </xs:simpleType>
369   <xs:simpleType name="video_aspect_ratio_type">
370     <xs:restriction base="xs:string">
371       <xs:enumeration value="16:9"/>
372       <xs:enumeration value="4:3"/>
373     </xs:restriction>
374   </xs:simpleType>

```

```

375 <xs:simpleType name="audio_format_type">
376   <xs:restriction base="xs:string">
377     <xs:enumeration value="モノラル"/>
378     <xs:enumeration value="ステレオ"/>
379     <xs:enumeration value="5. 1 + S"/>
380   </xs:restriction>
381 </xs:simpleType>
382 <xs:simpleType name="TC_count_mode_type">
383   <xs:restriction base="xs:string">
384     <xs:enumeration value="DF"/>
385     <xs:enumeration value="NDF"/>
386   </xs:restriction>
387 </xs:simpleType>
388 <xs:simpleType name="CM_caption_existence_type">
389   <xs:restriction base="xs:string">
390     <xs:enumeration value="無し"/>
391     <xs:enumeration value="有り"/>
392   </xs:restriction>
393 </xs:simpleType>
394 </xs:schema>

```

## 付録 2. CM素材交換メタデータのサンプル(CM\_YYYY09D15A.XML)

(CMメタデータバージョン 1.0.0に合致するサンプルXML)

### サンプル

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<CM_meta_data xsi:schemaLocation="http://www.nab.or.jp/TVCMMeta/schema/v100 TVCMMeta_v100.xsd"
xmlns="http://www.nab.or.jp/TVCMMeta/schema/v100" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-
instance">
  <cm_code_advertiser_id>YYYY</cm_code_advertiser_id>
  <cm_code_material_id>09D15A</cm_code_material_id>
  <CM_name>地デジカ SPOT 15秒A アンテナ編</CM_name>
  <CM_original_name>地デジカ キャンペーン スポット 15秒A「アンテナ編」</CM_original_name>
  <product_name>「地デジカ」SPOT</product_name>
  <CM_sponsor_name code="YYYY">一般社団法人日本民間放送連盟</CM_sponsor_name>
  <production_ADcompany_name code="ZZZZ">〇×広告制作</production_ADcompany_name>
  <production_company_name>FILM LLP</production_company_name>
  <CM_duration>15</CM_duration>
  <media_type code="15">XDCAM</media_type>
  <TC_count_mode code="1">DF</TC_count_mode>
  <video_definition_mode code="1">HD</video_definition_mode>
  <video_aspect_ratio code="2">16:9</video_aspect_ratio>
  <audio_format code="2">ステレオ</audio_format>
  <start_timecode>01000000</start_timecode>
  <CM_caption_existence code="0">無し</CM_caption_existence>
  <registered_time>20090429100000</registered_time>
  <update_time>20090429100000</update_time>
  <remarks_column>サンプル用素材</remarks_column>
  <memo>
    <user_area_1>2009年4月29日にアニメーション制作</user_area_1>
    <user_area_2>この素材は「地デジカ」キャンペーン用です</user_area_2>
    <user_area_3>-24.0</user_area_3>
  </memo>
  <version>
    <cm_meta_version_number>100</cm_meta_version_number>
  </version>
</CM_meta_data>
```



## 字幕付きCM素材搬入基準

### 1. 字幕付きCM

字幕付きCMとは、当該CMの音声その他音響を聴覚障害者に説明するための文字または図形（字幕）を重畳したCMを指す。

字幕付きCMで使用する字幕は、放送法の趣旨を踏まえ、聴覚障害者にとって理解しやすい、文字または図形とする。

⇒ 日本広告業協会「字幕制作における進行要領」参照

当該CMの映像、音声その他音響による情報と字幕の両立を図るため、字幕付きCM素材は次の点に留意して制作されるものとする。

- ① 放送基準や関係法令等で必要と定められたテロップや表示には、字幕を被せない。
- ② 字幕は当該CMの音声その他音響に即した内容にし、視聴者に理解しやすい体裁にて配置する。
- ③ QRコード等視聴者に必要な情報とCM考査上必須の情報(例えば、金利や免責事項、機能性表示食品における表示等)に字幕を被せないよう配慮する。

#### 【補足】

放送法第四条（国内放送等の放送番組の編集等）第2項において、次のとおり規定されている。

「放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。」

なお、地上デジタル放送では、テレビ受信機向けの12セグ放送と携帯受信機向けのワンセグ放送が行われている。12セグ放送については、各社の設備に大きな設計上の違いはないものの、ワンセグ放送の字幕設備には2つの方式がある。

- (1) 12セグ放送の字幕（HD字幕/SD字幕）データから変換し、ワンセグ放送で使用する（素材にワンセグ放送用の字幕（携帯字幕）データがある場合でも、12セグ放送の字幕から変換する）。
- (2) 素材にワンセグ放送用の字幕（携帯字幕）データがある場合は、そのままワンセグ放送で使用する。ただし、素材に携帯字幕がない場合は、12セグ放送の字幕（HD字幕/SD字幕）データから変換し、ワンセグ放送で使用する。

上記の状況を踏まえ、テレビ各社で共通に運用できるCM素材が搬入されることを目途に、本基準を策定した。テレビ各社の設備状況は異なるため、本基準に記載のない項目で不明な点は当該テレビ社に問い合わせのうえ、確認すること。

## 2. 字幕付きCM素材の搬入

搬入形態については、「テレビCM素材搬入基準」が規定するオンラインおよび物理媒体のうち、当該テレビ社が指定する。

広告会社等は、字幕付きCM素材の搬入を事前に当該テレビ社と調整のうえ、字幕なしのCM素材よりも十分余裕をもって行い、基準に則った素材をテレビ社に納品する。素材に不体裁が確認された場合は改稿をする。最終的な放送の可否については、協議のうえ当該テレビ社が判断する。

## 3. CM素材名

字幕を重畳した場合は、原則として「CM素材名」（全角30文字）の冒頭に“【字】”と全角3文字で表示する。

また、▽CM素材のクレジット、▽物理媒体のケース用カードに専用欄を設け、「字幕付きCM」である旨を必ず明示する（末尾に参考例を掲載）。

### 【CM素材名の例】

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ◇ 字幕付きCM素材の場合<br>【字】企業CM さわやかスマイル 30秒 |
| ◇ 字幕付きCM素材ではない場合<br>企業CM さわやかスマイル 30秒 |

## 4. 字幕データの重畳

### (1) 字幕フォーマット

ファイルベースメディアあるいはオンラインで搬入されるCM素材に字幕を重畳する場合のフォーマットは、ARIB TR-B31「ファイルベースによる番組交換方式」が規定するMXF ANC字幕フォーマット準拠とする。

### (2) 字幕パケットの重畳位置

字幕補助データパケットは、ARIB TR-B23「放送局間の情報伝送に使用する補助データ運用規定」が規定する字幕補助データ1、字幕補助データ2、字幕補助データ3領域に重畳する。

字幕補助データ1には「HD字幕」、字幕補助データ2には「SD字幕」、字幕補助データ3には「携帯字幕」を必ず重畳する。

なお、字幕運用を行わない場合、字幕補助データ 1、字幕補助データ 2、字幕補助データ 3 領域については、何も重畳しない。

(3) 字幕パケットの挿入ルール

CM本編すべてに、「字幕データ」が途切れずに重畳されていること。

(4) 字幕重畳のタイミング

CM本編開始後 1 秒間は、字幕本文データの重畳を行わない。

CM本編終了の 1 秒前までに、字幕本文データを確実に消去する。その後は字幕本文データの重畳を行わない。

(5) 字幕ページ間隔

字幕ページが提示され、次の字幕のページが提示されるまでの間隔は、2 秒以上とする。

## 5. 字幕表現に関する技術的な留意事項

字幕表現に関する規格上の機能を「別表」として整理した。HD字幕により字幕制作を行い、SD字幕、携帯字幕に変換することを前提とした場合、設備・受信機上の制限などを踏まえ、以下の点に留意する。

(1) フォントサイズ

同一行では、異なるフォントサイズを用いてはならない。

同一ページにおいて異なるフォントサイズを用いる場合は、画面の上から下に向けて、大から小になるように指定する。

(2) 文字サイズ

字幕で利用できる文字サイズは、標準、中型、小型とする。小型は、ルビとしてのみ使用する。

(3) 外字（D R C S）

同一の字幕ページで同時に使用する外字（D R C S）の最大数は、5 種類とする。

(4) 動作位置

A P S（文字/行単位での指定）と A C P S（ドット単位での指定）が、同一ページ内で混在してはならない。同一行内では、動作位置の指定はルビの場合を除き 1 回のみ行う。

(5) 会話文などの配置

複数名での会話を字幕で表示する場合、会話文を同一ページに配置すると、携帯字幕に変換した際に、制作意図と異なる順番に表示される可能性がある。したがって、

以下の点に留意する。

- ①同一ページの字幕を左右に分けて配置してはならない。
- ②同一ページの字幕を上下に分けて配置する際に、行と行の間に隙間を空ける場合は、  
1 行の半分以上の隙間を空ける。

(6) 縦書き・ロールアップ

「縦書き」「ロールアップ」の運用は行わない。

(7) 字幕言語

字幕言語は原則「日本語」とする。第二言語は、適用範囲外とする。

## 6. 10桁CMコード

映像・音声が同一のCM素材であっても、字幕データを重畳した素材と、重畳していない素材が存在する場合は、それぞれ異なる10桁CMコードを付番する。

さらに、字幕データを重畳した素材のうち、▽字幕補助データ領域に格納する字幕データが異なる組み合わせの場合、▽字幕テキストデータの内容・表現が異なる場合——についても、それぞれ異なる10桁CMコードを付番する。

## 7. CM素材交換メタデータ

ファイルベースメディアあるいはオンラインで、字幕付きCMを搬入する場合、「CM素材交換メタデータ」の「16 CM字幕有無」には、要素「有り」、属性「1」とセットする。

## 8. その他

字幕付きCMにおいても、放送確認書発行ルール【2010年7月改訂版】に基づき放送確認書を発行する。放送確認書の「10桁CMコードおよびCM素材の内容」欄で、字幕付きCMであるかどうかを識別する。

## 《参考》

字幕付きCMに関し、参照すべき標準規格等の関連文書は次のとおりとする。

- (1) ARIB STD-B24「デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式」 第一分冊 第3部 第1章～第9章
- (2) ARIB STD-B36「デジタルテレビジョン放送におけるデジタル字幕ファイル交換フォーマット」
- (3) ARIB STD-B37「補助データパケット形式で伝送されるデジタル字幕データの構造と運用」
- (4) ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」 第一分冊(2/2)第三篇【第2部】Aプロファイルに関する運用規定第4章
- (5) ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」 第一分冊(2/2)第三篇【第4部】Cプロファイルに関する運用規定第6章
- (6) ARIB TR-B23「放送局間の情報伝送に使用する補助データ運用規定」
- (7) ARIB TR-B31「ファイルベースによる番組交換方式」 第5章
- (8) 民放連技術規準 T031「ファイルベースメディアによるテレビ番組交換」
- (9) 民放連技術規準 T035「オンラインによるテレビ番組交換」

以上

2014年11月制定、2023年2月改訂、2023年4月適用

# 別 表

## N A B字幕－A R I B字幕 字幕表現に関する規格上の機能整理

| 項目              | N A B字幕                        | A R I B規格・規定                                           |                                      | A R I B規格の解説                  | 備 考                                                                                                               |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |                                | 12セグ放送<br>(H D字幕/S D字幕)                                | ワンセグ放送<br>(携帯字幕)                     | H D字幕から<br>携帯字幕への変換           |                                                                                                                   |
| 字幕表示領域          | 15.5文字×8行                      | 960×540(H D)<br>720×480(S D)                           | 16文字×3行<br>または<br>12文字×4行<br>(受信機機能) | 無視                            | N A B字幕からH D字幕の変換では、620×480を使用。N A B字幕からS D字幕の変換では、620×416を使用。                                                    |
| フォント<br>サイズ     | 固定                             | 16、20、24、30、36<br>(36がデフォルト)                           | 固定                                   | フォントサイズに関<br>係なく固定サイズに<br>変換。 |                                                                                                                   |
| 文字サイズ           | 標準<br>中型<br>小型                 | 標準<br>中型<br>小型                                         | 標準<br>中型                             | 標準・中型は<br>そのまま。               | 中型は、標準より字方向の大きさ<br>のみが半分の大きさの文字。小型<br>は、標準より字方向および行方向<br>の大きさがそれぞれ半分の大き<br>さの文字。<br>中型・小型は、英数・平仮名・片<br>仮名が使用可能。   |
| 外字<br>(D R C S) | 標準<br>中型<br>小型                 | 標準<br>中型<br>小型                                         | 標準                                   | 中型・小型からの変<br>換は、機器仕様によ<br>る。  | 携帯字幕では、規格上、同一ペー<br>ジに5種類まで可能。                                                                                     |
| ルビ              | 小型を使用                          | 小型を使用                                                  | 指定不可                                 | ルビは変換しない。<br>(削除される)          | 小型文字はルビと判定される。                                                                                                    |
| 字間隔             | 固定                             | 指定可能<br>(4がデフォルト)                                      | 指定不可                                 | 無視                            | フォントサイズ、文字サイズによ<br>って、指定可能な値がTR-B14で<br>規定されている。<br>フォントサイズ・字間隔・行間隔<br>がデフォルトの場合、<br>40(w)×60(h)が1文字の表示区<br>画となる。 |
| 行間隔             | 固定                             | 指定可能<br>(24がデフォルト)                                     | 指定不可                                 | 無視                            |                                                                                                                   |
| 動作位置            | 0.5文字/0.5行単<br>位での指定(A P<br>S) | 1ドット単位での指<br>定(A C P S)<br>0.5文字/0.5行単<br>位での指定(A P S) | 指定不可                                 | 「スペース」もしく<br>は「改行」に置換         |                                                                                                                   |

| 項目      |     | N A B字幕                                                     | A R I B規格・規定                                       |                                       | A R I B規格の解説               | 備 考                            |
|---------|-----|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|--------------------------------|
|         |     |                                                             | 12セグ放送<br>(H D字幕/S D字幕)                            | ワンセグ放送<br>(携帯字幕)                      | H D字幕から<br>携帯字幕への変換        |                                |
| 表示色     | 前景色 | 16色                                                         | 128色<br>(64色は半透明)                                  | 8 色                                   | 使用可能 8 色は<br>そのまま。         |                                |
|         | 背景色 | 16色                                                         | 128色<br>(64色は半透明)                                  | 指定不可                                  | 無視                         |                                |
|         | 縁取り | 指定不可                                                        | 128色<br>(64色は半透明)                                  | 指定不可                                  | 無視                         |                                |
| 横書き     |     | 対応                                                          | 対応                                                 | 対応                                    | 対応                         |                                |
| 縦書き     |     | 指定不可                                                        | 対応                                                 | 指定不可                                  | 機器仕様による。                   |                                |
| フラッシング  |     | 対応                                                          | 対応                                                 | 対応                                    | 対応                         |                                |
| スクロール   |     | 指定不可                                                        | 対応<br>(横書きのみ使用可能。<br>1 行字方向スクロール)                  | 指定不可                                  | 無視                         |                                |
| アンダーライン |     | 対応                                                          | 対応                                                 | 指定不可                                  | 無視                         |                                |
| 罫 目     |     | 対応                                                          | 対応                                                 | 指定不可                                  | 無視                         |                                |
| ロールアップ  |     | 指定不可                                                        | 対応<br>(ただし、受信機の実装はオプション)                           | 指定不可                                  | 無視                         | 1 ページ 1 行でロールアップしながら表示する受信機機能。 |
| 補足事項    |     | N A B 技術規 準<br>(現 民放連技術規 準)によって規定される字幕のことを、通称「N A B 字幕」と呼ぶ。 | 電波産業会 (A R I B) において規定される字幕のことを、通称「A R I B 字幕」と呼ぶ。 |                                       | 「無視」: 当該項目の制御を無視して変換処理を行う。 |                                |
|         |     |                                                             |                                                    | 携帯受信機における字幕機能の実装は、受信機オプションであり、必須ではない。 |                            |                                |

◇ クレジット(例)

|          |  |        |    |
|----------|--|--------|----|
| 素材広告主名   |  |        |    |
| CM素材名    |  |        |    |
| 10桁CMコード |  |        |    |
| 素材秒数     |  |        |    |
| 音声区分     |  | CM字幕有無 | 有り |

任意記載事項

|         |  |
|---------|--|
| 商品名     |  |
| 制作広告会社名 |  |
| 制作会社名   |  |
| 備考      |  |
| 録画日     |  |

◇ ケース用カード(例)

|                                                                                                                        |          |  |        |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--|--------|----|
| <div>CM素材</div> <div>(素材種類区分)</div> <div>           素材広告主名<br/>           CM素材名<br/>           10桁CMコード         </div> | 素材広告主名   |  |        |    |
|                                                                                                                        | CM素材名    |  |        |    |
|                                                                                                                        | 10桁CMコード |  |        |    |
|                                                                                                                        | 素材秒数     |  |        |    |
|                                                                                                                        | 音声区分     |  | CM字幕有無 | 有り |
|                                                                                                                        | 任意記載事項   |  |        |    |
|                                                                                                                        | 商品名      |  |        |    |
|                                                                                                                        | 制作広告会社名  |  |        |    |
|                                                                                                                        | 制作会社名    |  |        |    |
|                                                                                                                        | 備考       |  |        |    |
|                                                                                                                        | 平均ラウドネス値 |  |        |    |



## ◇ 搬 入 書 式

- ・ テレビ番組CM連絡表
- ・ テレビスポットCMスケジュール表
- ・ テレビ スポット・番組 CM素材在局依頼書
- ・ テレビ番組CM連絡表の記載項目と記載内容について
- ・ テレビスポットCMスケジュール表の記載項目と記載内容について



# テレビ番組CM連絡表

ページ /

|                                   |      |      |    |     |          |              |        |          |          |
|-----------------------------------|------|------|----|-----|----------|--------------|--------|----------|----------|
| 番組名                               |      |      |    |     |          | 放送局<br>ネット局名 |        | 年 月 日 発行 |          |
| 広告主                               |      |      |    |     |          |              |        | 変更連絡欄    |          |
| 放送日時 月 日( ) ~ 月 日( )<br>時 分 ~ 時 分 |      |      |    |     |          |              |        | 局変更受付者名  |          |
| 提供 P T C C H H 秒                  |      |      |    |     |          |              |        |          |          |
| 提供ロゴ                              |      |      |    |     |          | アナウンスコメント    |        |          |          |
| 放送日                               | 順番・枠 | 素材   | 音声 | 秒数  | 10桁CMコード | CM素材名        | 在局送り使廻 | 備考       | 差し替え局の有無 |
|                                   |      |      |    |     |          |              |        |          |          |
| 補記：                               |      |      |    |     |          |              |        |          |          |
| 広告会社                              |      | 所属部署 |    | Tel |          | Fax          |        | 担当者      |          |

## テレビスポットCMスケジュール表

年 月 日 時 分 発行 PAGE /

放送局                      変更指示：変更一 （      年      月      日      曜日～      年      月      日      曜日）                      局変更受付者

|     |      |       |      |       |       |     |
|-----|------|-------|------|-------|-------|-----|
| 広告主 | 契約記号 | 契約No. | 広告会社 | T E L | F A X | 担当者 |
|-----|------|-------|------|-------|-------|-----|

| 放送期間 | 年 | 月 | 日 ( 曜日 ) | ～ | 年 | 月 | 日 ( 曜日 ) | 放送本数 |
|------|---|---|----------|---|---|---|----------|------|
|------|---|---|----------|---|---|---|----------|------|

[illegible][illegible]

年 月 日

殿

テレビ スポット  
番 組 CM素材在局依頼書

下記のテレビCM素材は、使用予定がありますので引き続き在局をお願いします。もし、在局していない場合は、ご連絡ください。

| 素材広告主名 | 10桁CMコード | CM素材名 | 秒数 | 在局延長期間   | 備考 |
|--------|----------|-------|----|----------|----|
|        |          |       |    | 月 日～ 月 日 |    |
|        |          |       |    | 月 日～ 月 日 |    |
|        |          |       |    | 月 日～ 月 日 |    |
|        |          |       |    | 月 日～ 月 日 |    |
|        |          |       |    | 月 日～ 月 日 |    |
|        |          |       |    | 月 日～ 月 日 |    |

広告会社名 担当者名 (TEL - - )

・ テレビ番組CM連絡表の記載項目と記載内容について

①→ テレビ番組CM連絡表

⑩→ ページ /

|                                      |        |                                                     |        |                     |          |        |        |        |          |
|--------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|--------|---------------------|----------|--------|--------|--------|----------|
| 番組名                                  |        | ⑪→ 年 月 日 発行<br>変更連絡欄<br>↑<br>⑫<br>局変更受付者名<br>↑<br>⑫ |        | 発放送局                |          |        |        |        |          |
| 広告主                                  |        |                                                     |        | ネット局名               |          |        |        |        |          |
| ②→ 放送日時 月 日( ) ~ 月 日( )<br>時 分 ~ 時 分 |        |                                                     |        |                     |          |        |        |        |          |
| ③→ 提供 P T C C H H 秒                  |        |                                                     |        |                     |          |        |        |        |          |
| ④→ 提供ロゴ                              |        |                                                     |        | アナウンスコメント<br>↑<br>⑬ |          |        |        |        |          |
| 放送日                                  | 順番・枠   | 素材                                                  | 音声     | 秒数                  | 10桁CMコード | CM素材名  | 在局送り使廻 | 備考     | 差し替え局の有無 |
| ↑<br>②                               | ↑<br>⑤ | ↑<br>⑥                                              | ↑<br>⑦ |                     | ↑<br>⑧   | ↑<br>⑨ | ↑<br>⑭ | ↑<br>⑮ | ↑<br>⑯   |
|                                      |        |                                                     |        |                     |          |        |        |        |          |
| 補記 :<br>↑<br>⑰                       |        |                                                     |        |                     |          |        |        |        |          |
| 広告会社                                 |        | 所属部署                                                |        | Tel                 |          | Fax    |        | 担当者    |          |

| テレビ番組CM連絡表の記載項目と記載内容 |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様 式                  |               | 様式はA 4判縦型を原則とし、電子データもこれに準じる。記載項目は順守する。<br>※ ネット局地区差し替え、素材内容などの情報の多少により、各欄を拡大（または縮小）することは自由とする。                                                                                                                                                                                  |
| ①                    | 名 称           | 「テレビ番組CM連絡表」に統一し、その他の名称は使用しない。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ②                    | 放送日時          | 上段の放送日時にはCM素材指示の使用日または使用期間を記入する。下段の放送時間は番組の編成時間を記入する。また、素材の放送日欄にも放送日を明記する。<br>(注) 広告会社単独の買切り番組で、複数の広告主の素材を記載する場合には、当欄に広告主名を明記する。                                                                                                                                                |
| ③                    | P T           | 提供枠欄の「P T」は提供表示を必要としない場合に使用する。(スポットセールスのP Tの場合、当様式は使用しない)                                                                                                                                                                                                                       |
| ④                    | 提供ロゴ          | この欄には必ず指定ロゴを表示する。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ⑤                    | 順番・枠          | 上から順次放送することを原則とする。<br>(注) 同一番組で同スポンサーが異広告会社扱いの場合でも同一の連絡表内に併記してもよいが、当欄に局ローテーションによるCMチャンスを明記すること。                                                                                                                                                                                 |
| ⑥                    | 素 材           | 素材欄には記録媒体の種類または搬入方法を簡潔な記号でその別を明記する。<br>(例) XDCAM用プロフェッショナルディスクの場合:「XD」<br>P2カードの場合:「P2」<br>オンライン搬入の場合:「OL」                                                                                                                                                                      |
| ⑦                    | 音 声           | 音声欄には音声の種類を簡潔な記号でその別を明記する。<br>(例) ステレオの場合:「S」<br>モノラルの場合:「M」<br>5.1+Sの場合:「5.1+S」                                                                                                                                                                                                |
| ⑧                    | 10桁CMコード      | 10桁CMコードは、広告事業者コード4桁(共通コード管理センターが発番管理)と素材コード6桁(広告主が自主管理)を「=」(イコール)で結んで、必ず記入する。<br>(注) 「10桁CMコード」の付番は義務付けられています。                                                                                                                                                                 |
| ⑨                    | CM素材名         | CM素材名は、商品名・素材名を簡潔に表す名称(全角30字以内)を素材に記入されている通りに正確に記入する。CMの内容が異なれば、CM素材名は必ず異なること。                                                                                                                                                                                                  |
| ⑩                    | ページ表示         | 広告会社が、連絡表を記入送稿する時には、連絡表の全枚数を含んだページを明記する。<br>(例) 1/2、2/2 などと表記する。                                                                                                                                                                                                                |
| ⑪                    | 発行年月日         | 発行年月日は放送局に送付する日を記入し、発行は番組ごととする。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ⑫                    | 変更連絡欄・局変更受付者名 | 連絡表に変更が生じた場合、この欄に「変更-1」(1は変更回数)を記入する。<br>(注) 変更箇所は★印等を付けて明確に表示する。<br>また、素材搬入締切日以降変更が発生した場合は局と連絡後、局側受付者名を記入する。                                                                                                                                                                   |
| ⑬                    | アナウンスコメント     | 漢字・アルファベット・数字には、ふりがなを振る。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ⑭                    | 素材状況          | 素材が在局の場合は「在」、素材を連絡表と同時に搬入する場合は「送」、また使い廻しする場合は「使廻」と明記する。<br>(注) 「在」は既に放送に使用している素材のみとする。<br>なお「使い廻し」使用するケースでは、10桁CMコード・CM素材名を記入した後に、どこから使い廻したものであるか、そのCM進行広告会社名・使用した番組名・日付を付記し、またスポットからの使い廻しを受ける場合には、そのCM進行広告会社名を記入する。                                                            |
| ⑮                    | 備 考           | 特記事項がある場合に記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ⑯                    | 差し替え局の有無      | 地区差し替え局がある場合には、その旨を簡潔に明記する。<br>(注1) なお、「差し替え」の用語はネット番組CMの各局地区差し替えの場合のみに使用する。(スポットCMの「差し替え」は「素材変更」に統一)<br>(注2) また、「全局差し替え」の用語はネット番組CMの全局地区差し替えの場合のみ使用する。<br>(注3) 差し替え局は、民放連ホームページ記載順に沿って、各系列局北から順番に表記する。<br>(注4) ネット発局に対しては、差し替え局が明確にわかること。<br>(注5) ネット受け局に対しては、差し替え指示が明確にわかること。 |
| ⑰                    | 補 記           | 当欄は放送局への連絡事項等の記載に使用する。                                                                                                                                                                                                                                                          |

①→
テレビスポットCMスケジュール表
⑩↓

②↓

⑨→
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分 発行
PAGE \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

放送局

変更指示：変更一（ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 曜日～ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 曜日）

局変更受付者

広告主
 ③→ 契約記号

④→ 契約No.

広告会社

TEL

FAX

担当者

放送期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）～ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_曜日）

放送本数

[illegible][illegible]



| テレビスポットCMスケジュール表の記載項目と記載内容 |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様 式                        | 様式はB4判横型を原則とし、電子データもこれに準じる。電子データにおいても記載項目・記載順序は基本型を順守する。                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 指示内容                       | 記載項目の素材内容等までの表頭部分の後に続けて、具体的なスケジュールを指示することを原則とする。ただし、2ページ以降は具体的なスケジュールを指示するのみでよい。                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 用紙の種類                      | B4判の用紙またはストックフォームを原則とする。コピーの場合もB4判の基本型を順守する。電子データにより連絡する場合もこれに準じる。複写式ストックフォームを使用する場合、2枚目以後にチェックの印等が複写されにくい用紙を使用し、白紙ストックフォームを使用する。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ①                          | 名 称                                                                                                                               | 「テレビスポットCMスケジュール表」に統一し、その他の名称は使用しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ②                          | 変更指示                                                                                                                              | 通常使用されるスケジュール表の表頭のいずれかに『変更-1』（1は変更回数）を記入し、変更の開始年月日と終了年月日を併せて記入する。<br>※ 「テレビスポットCMスケジュール表」に素材搬入日以降変更が生じた場合は局と連絡後、局変更受付者名を記入する。<br>※ 変更箇所は★印等を付けて明確に表示すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ③                          | 契約記号                                                                                                                              | 広告主または広告会社が契約の区別を明確にするために付すためのものである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ④                          | 契 約 No.                                                                                                                           | 各放送局が独自に契約ごとに付すもので、各広告会社が記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ⑤                          | 放送期間                                                                                                                              | 原則として各契約の放送期間を記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ⑥                          | 10桁CMコード                                                                                                                          | 10桁CMコードは、広告事業者コード4桁（共通コード管理センターが発番管理）と素材コード6桁（広告主が自主管理）を「=」（イコール）で結んで、必ず記入する。<br>※ 「10桁CMコード」の付番は義務付けられています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ⑦                          | CM素材名                                                                                                                             | CM素材名は、商品名・素材名を簡潔に表す名称（全角30字以内）を素材に記入されている通りに正確に記入する。CMの内容が異なれば、CM素材名は必ず異なること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ⑧                          | スケジュールなど                                                                                                                          | ※ スケジュールの記載は月曜日から始まる一週間を単位とする。例えば開始日が水曜日からの場合は、月、火曜日は空白とし、水曜日の欄から記載する。コンピューター使用の場合も必ず月曜日から始まる一週間を単位とする。<br>※ 具体的スケジュールを指示する下段に関し、原則として1日の放送時間枠が少ない場合であっても、1枚のスケジュール表に記載するのは7日分の指示のみとし、次週以降のスケジュールに関しては、週ごとに2枚目以降を使用して記入する。<br>※ コンピューターシステムを使用する場合、放送日、時間枠等を隔別する罫線は引かなくても良い。<br>※ コンピューターシステムの場合は、放送日各々に対する表頭タイトル（放送時間、S B / P T、秒数、略号）はなくてもよい。<br>※ S B 枠の場合、「1200 S B」と表記する。<br>※ P T 枠の場合、「1200 P T」と表記する。<br>※ 放送時間枠に対するタイムランクを表記しない。 |
| ⑨                          | 発行年月日                                                                                                                             | 発行年月日は放送局への提出日を記入し、発行は契約ごととする。また、発行時刻も記入されているのが望ましい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ⑩                          | P A G E                                                                                                                           | 広告会社がスケジュール表を送稿する時には、全枚数を含んだページを明記する。<br>(例) 1/2、2/2などと表記する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑪                          | 略 号                                                                                                                               | 英数字で2桁以内を原則とし、1CM1略号を基本とする。特に、一度使用した略号はその素材が返却されるまで変更してはならない。また、他にも使用してはならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ⑫                          | 素 材                                                                                                                               | 記録媒体の種類または搬入方法を簡潔な記号でその別を明記する。<br>(例) XDCAM用プロフェッショナルディスクの場合：「XD」<br>P2カードの場合：「P2」<br>オンライン搬入の場合：「OL」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ⑬                          | 音 声                                                                                                                               | 音声の種類を簡潔な記号でその別を明記する。<br>(例) ステレオの場合：「S」<br>モノラルの場合：「M」<br>5.1+Sの場合：「5.1+S」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ⑭                          | 素材状況                                                                                                                              | 素材が在局の場合は「在」、素材をスケジュール表と同時に搬入する場合は「送」、後送する場合は「後送」、使い廻しの場合は「廻」と明記する。<br>(注1) 「在」は既に放送に使用している素材のみとする。<br>(注2) 「後送」「廻」の場合は、⑮の後送・使い廻しメモにその詳細を記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                            | 後 送                                                                                                                               | 搬入日、搬入先（本社支社の別）を記載する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ⑮                          | 使い廻し                                                                                                                              | その素材がどこのCM進行広告会社から搬入され、いつから使用されている素材を使い廻すのかを記入する。<br>また、タイムからの使い廻しの場合は、CM進行広告会社名・使用した番組名・日付を記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑯                          | 使用期間                                                                                                                              | 使用期間に制限のある素材には必ず記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ⑰                          | 補 記 欄                                                                                                                             | 放送局への連絡事項等の記載に使用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ⑱                          | 備 考                                                                                                                               | 特記事項がある場合に記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |



## ◇ 参 考 資 料



## 日本広告業協会 「CM素材名ネーミングガイドライン」(2015年7月発行版)

CM素材などに表記される「CM素材名」は、主にCM進行作業で素材識別に使用する名称です。テレビCM素材搬入基準【2015年7月改訂版】の4ページ「3. CM素材名について」で規定をしていますが、具体的なネーミングを行う際のガイドラインをまとめましたので、ご参照ください。

あわせて、CM素材内のクレジットに任意で記録される「特記事項」についても解説していますので、ご参照ください。

### 1. 「CM素材名」について

- ・原則として「商品名」を初めに付した形で、CM素材の内容が判別できる名称とします。(商品名は商品カテゴリーがわかる範囲で短縮することが可能)。
- ・文字数は、全角30文字以内(スペースを含む)を厳守してください。
- ・使用可能な文字は、JIS-X0208で定められる全角文字とします。
- ・その他の文字(例えば、英字を除くラテン文字、ローマ数字、丸囲み文字など)は使用できません。

但し、全角記号等については「2. JIS-X0208内の全角記号等の扱いについて」で運用上制限します。

#### (1) 通常の商品CMの場合

例えば、正式な商品名が「新スーパー・クリア・さわやかリンスⅢ」(18文字)、作品名が「春のキャンペーン・しなやかヘアーで笑顔篇 30秒(北日本地域用) タイプA」(36文字)の場合、正式な商品名と作品名をつなげただけではCM素材名の文字数制限(全角30文字)を超えてしまいます。また使用不可能な文字(ローマ数字のⅢ、半角英数字)を含んでいます。そのため、CM素材名は使用可能文字で文字制限内になるよう付ける必要があります。

商品名（18文字）

新スーパー・クリア・さわやかリンスⅢ

作品名（36文字）

春のキャンペーン・しなやかヘアーで笑顔篇 30秒（北日本地域用）タイプA

- 
- ・ 商品名を短くする（但し商品カテゴリーがわかる範囲で、このケースでは、リンスは省略しない）
  - ・ 使用不可能文字の変更（Ⅲ → 3）
  - ・ 半角文字の全角化（30 → 30、A → A）
  - ・ 作品名を短くする
  - ・ 同一CM素材名で複数のCM秒数のバージョンを作る場合は、「CMの秒数」を付けることを推奨します

CM素材名（28文字）

新SCSリンス3 春キャン・しなやかヘアー 30秒 北A

## (2) 商品名が使えない場合

### A 企業広告といった商品名がない場合

〈例1〉「企業広告」もしくは「企業」を初めに付加します。

〈例2〉“会社名（略称可能）”を付加します。

### B 新商品で商品名を明らかにできない場合

〈例3〉「新商品」を初めに付加します。

但し、下記のように商品カテゴリー（リンス）がわかるようにします。

新商品リンス ○○○○篇 15秒

### C その他、商品名がない場合

〈例4〉“会社名（略称可能）”を初めに付加します。

## 2. JIS-X0208内の全角記号等の扱いについて

テレビCM素材搬入基準では、「CM素材名」で使用可能な文字をJIS-X0208で定められる全角文字としていますが、広告会社などのシステムで使用できない文字（例えば、「♠」、「♪」、「⇒」）や表記上区別が付きにくい文字（例えば、英字のA（エー）とギリシャ文字のΑ（アルファ））があります。このことから、運用上、過渡的に使用できない文字を別表のとおり定めます。

これらの文字は、CM素材交換メタデータ、CM素材内のクレジット、搬入媒体のケース用カードやカセット用シール、CM記録票などに記載される「CM素材名」を含む全ての項目で使用しないでください。

⇒別表「JIS-X0208 01区～08区（記号、英数字、かな等）の扱いについて」参照

### 3. CM素材内のクレジット表記について

CM進行業務では「10桁CMコード」と「CM素材名」で素材の識別を行いますので「CM素材名」に商品名が含まれている必要があります。任意記載事項に「商品名」の記入欄があるために「CM素材名」には商品名が不要ではないかとの誤解が生じる可能性があります。このため、クレジットの表記を例示します。

⇒例示「CM素材内のクレジット 表記」参照

以上

# 別 表

## JISX0208 01区～08区（記号、英数字、かな等）の扱いについて

運用上、過渡的に使用できない文字

### 記号

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 01区 | 813F | ／  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 814F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 815F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 816F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8180 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8190 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 02区 | 819E | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 81AE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 81BE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 81CE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 81DE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 81EE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

### 英数字

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 03区 | 823F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 824F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 825F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 826F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8280 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8290 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

### ひらがな

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 04区 | 829E | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 82AE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 82BE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 82CE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 82DE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 82EE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

### カタカナ

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 05区 | 833F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 834F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 835F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 836F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8380 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8390 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

### ギリシャ文字

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 06区 | 839E | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 83AE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 83BE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 83CE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 83DE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 83EE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

### キリル文字

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 07区 | 843F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 844F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 845F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 846F | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8480 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 8490 | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

### 罫線素片

| 区点  | SJIS | +0 | +1 | +2 | +3 | +4 | +5 | +6 | +7 | +8 | +9 | +A | +B | +C | +D | +E | +F |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 08区 | 849E | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 84AE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 84BE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 84CE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 84DE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |
|     | 84EE | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  | 〃  |

参考：日本工業標準調査会 (<http://www.jisc.go.jp/index.html>)  
Cyber Librarian - JIS基本漢字 (<http://www.asahi-net.or.jp/~AX2S-KMTN/ref/jisx0208.html>)



# 例 示

## CM素材内のクレジット 表記

### (1) クレジット例

|          |  |        |  |
|----------|--|--------|--|
| 素材広告主名   |  |        |  |
| CM素材名    |  |        |  |
| 10桁CMコード |  |        |  |
| 素材秒数     |  |        |  |
| 音声区分     |  | CM字幕有無 |  |

放送局、CM進行広告会社が参照する必須記載事項  
⇒記載に誤りがあれば不良素材として扱われる。

|        |         |  |  |  |
|--------|---------|--|--|--|
| 任意記載事項 | 商品名     |  |  |  |
|        | 制作広告会社名 |  |  |  |
|        | 制作会社名   |  |  |  |
|        | 備考      |  |  |  |
|        | 録画日     |  |  |  |

放送局、CM進行広告会社が参照しない任意記載事項

Good!!

- ・初めに商品名（略称）を付与
- ・商品カテゴリー（リンス）の表記がある
- ・文字数も30文字以内
- ・搬入基準上、ガイドライン上使用可能な文字の範囲内

### (2) 正しいクレジット記載例

|          |                                 |        |    |
|----------|---------------------------------|--------|----|
| 素材広告主名   | A B化粧品                          |        |    |
| CM素材名    | 新S C B リンス3 春キャン・しなやかヘアー 30秒 北A |        |    |
| 10桁CMコード | 99AB-999ABC                     |        |    |
| 素材秒数     | 30                              |        |    |
| 音声区分     | ステレオ                            | CM字幕有無 | 無し |

|        |         |  |  |  |
|--------|---------|--|--|--|
| 任意記載事項 | 商品名     |  |  |  |
|        | 制作広告会社名 |  |  |  |
|        | 制作会社名   |  |  |  |
|        | 備考      |  |  |  |
|        | 録画日     |  |  |  |

任意記載事項であるため、特に記載しなくても構わず、CM進行作業上問題なし。  
（任意記載事項の商品名の欄に正式商品名を記載した場合も、「CM素材名」欄には、商品名（略称の使用が可能）の記載が必要。

### (3) 間違ったクレジット記載例 その1

|             |                    |    |  |
|-------------|--------------------|----|--|
| 素材広告主名      | A B化粧品             |    |  |
| CM素材名       | しなやか笑顔篇            |    |  |
| CMコード       | 99AB=999ABC        |    |  |
| 秒数          | 30                 |    |  |
| ステレオ        | CM字幕有無             | 無し |  |
| 商品名         | 新スーパー・クリア・さわやかリンス3 |    |  |
| 任意<br>制作会社名 |                    |    |  |
| 録画日         |                    |    |  |

Bad!!

初めに商品名(商品カテゴリーがわかる範囲で短縮可)が付けられておらず、どの商品の、どのような素材内容かが判別できない

記載があっても放送局、CM進行広告会社では参照しない

### (4) 間違ったクレジット記載例 その2

|               |                                      |    |  |
|---------------|--------------------------------------|----|--|
| 素材広告主名        | A B化粧品                               |    |  |
| CM素材名         | 春のキャンペーン しなやかヘアーで笑顔篇 30秒(北日本地域用)タイプA |    |  |
| CMコード         | 99AB=999ABC                          |    |  |
| 秒数            | 30                                   |    |  |
| ステレオ          | CM字幕有無                               | 無し |  |
| 商品名           | 新スーパー・クリア・さわやかリンスⅢ                   |    |  |
| 任意<br>制作広告会社名 |                                      |    |  |
| 制作会社名         |                                      |    |  |
| 備考            |                                      |    |  |
| 録画日           |                                      |    |  |

Bad!!

初めに商品名(商品カテゴリーがわかる範囲で短縮可)が付けられておらず、文字数もオーバー、使用不可能文字(半角英字)を利用している

「CM素材名ネーミングガイドライン」は日本広告業協会が管理しています。

最新情報は、日本広告業協会 ホームページ上でご確認ください。

ホームページURL : <http://www.jaaa.ne.jp/>

## 「素材広告主名入力ルール」について

日本民間放送連盟および日本広告業協会のCM運行WGでは「素材広告主名入力ルールについて」合意し、2020年8月20日にそれぞれの会員社に向け周知文書を発信しています。

### 素材広告主名入力ルール

- ・【メタデータの素材広告主名】において、全角20文字を超える会社名は、法人名称を含めて省略せずに左詰めで入る文字までを入力する。全角20文字を超えて切れてしまう文字は入力しない。
- ・【CM映像の素材クレジット】の「素材広告主名」は法人名称を含めて省略せずに全て入力する。

### 解 説

2020年8月以前は、CM素材のメタデータ登録における20文字オーバーの広告主名について、メタデータに入力する際のルールが決められておらず、「メタデータの素材広告主名」をイニシャル頭文字・略称・通称、社名を省略して入力する等、様々な入力ケースが発生してしまうケースが多くありました。

テレビCM素材のオンライン送稿、ファイルベースメディアへの移行が進むと、素材広告主名がきちんとメタデータに登録されることが大変重要となります。

放送局・広告会社の進行現場で混乱が起きないように、メタデータの素材広告主名の「入力ルール」を定め、メタデータ業界統一「入力ルール」を2020年8月に取り決めました。

広告主の正式な社名は、広告主のインターネットホームページ内、「会社概要」「事業内容」等に記載の会社名（全ての文字）を参照しメタデータに記入してください。

なお、【メタデータの素材広告主名】において、法人格（株式会社等）と社名の間に空白（スペース）をあけることは必要ありません。また、【CM映像の素材クレジット】の「素材広告主名」は、社名が何文字であろうとすべて正式社名を記載することが必要です。

### ⇒◇ファイルベースメディアCM搬入規準

「〈付属2〉CM素材交換メタデータに関するXML定義」参照  
以 上

---

**テレビCM素材搬入基準【2023年2月改訂版】**

2023年2月 発行

日本民間放送連盟・業務部（電話：03-5213-7710）

<https://www.j-ba.or.jp/>

日本広告業協会（電話：03-5568-0876）

<https://www.jaaa.ne.jp/>

※冊子での配付は行っていない。

---